

今 治 市 子 ど も ・ 子 育 て 会 議

会 議 次 第

日時 令和6年8月29日(木)

15時30分から17時00分(予定)

場所 今治市役所11階 特別会議室1号

1 開 会

2 議 題

1. 第2期今治市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について

2. 今治市こども計画にかかるアンケートの結果速報

3. 今治市こども計画について

・計画の骨子案

・第3期今治市子ども・子育て支援事業計画部分について

3 報 告

教育・保育部会について

4 その他

5 閉 会

1子育て家庭を支える教育・保育事業の提供
(2)教育・保育の量の見込み及び提供体制

ア 陸地部

資料 1-1

(単位:人)	令和4年度(計画)				令和4年度(実績)				令和5年度(計画)				令和5年度(実績)						
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号				
	3-5歳 教育のみ	3-5歳 育ニーズが 保育の必要 性あり	0歳	1-2歳	3-5歳 教育のみ	3-5歳 育ニーズが 保育の必要 性あり	0歳	1-2歳	3-5歳 教育のみ	3-5歳 育ニーズが 保育の必要 性あり	0歳	1-2歳	3-5歳 教育のみ	3-5歳 育ニーズが 保育の必要 性あり	0歳				
①量の見込み (必要利用定員総数)	1,108	488	1,530	425	1,189	1,431	1,433	230	848	970	433	1,360	353	988	1,369	1,391	213	867	
		1,752	1,673	344	979	1,610	1,563	281	867			1,610	1,568	293	894	1,566	1,618	278	869
		600				350					350					350			
				31	78			13	37				26	53				13	37
②小計		2,352	1,673	375	1,057	1,960	1,563	294	904		1,960	1,568	319	947	1,916	1,618	291	906	
②-①		756	143	-50	-132	529	130	64	56		557	208	-34	-41	547	227	78	39	

うち待機児童 うち待機児童

イ 島しょ部

(単位:人)	令和4年度(計画)				令和4年度(実績)				令和5年度(計画)				令和5年度(実績)					
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号			
	3-5歳 幼児期の数 育ニーズが 高いのみ	3-5歳 保育の必要 性あり	0歳	1-2歳	3-5歳 教育のみ	幼児期の数 育ニーズが 高いのみ	3-5歳 保育の必要 性あり	0歳	1-2歳	3-5歳 教育のみ	幼児期の数 育ニーズが 高いのみ	3-5歳 保育の必要 性あり	0歳	1-2歳	3-5歳 教育のみ	幼児期の数 育ニーズが 高いのみ	3-5歳 保育の必要 性あり	0歳
①量の見込み (必要利用定員総数)	57	22	132	15	71	47	152	9	57	50	21	122	16	73	48	126	8	52
認定こども園、 幼稚園、保育所		88	169	33	140	88	169	33	140		88	169	33	140	88	169	33	140
確認を受けない 幼稚園																		
地域型保育事業																		
②小計		88	169	33	140	88	169	33	140		88	169	33	140	88	169	33	140
②-①		9	37	18	69	41	17	24	83		17	47	17	67	40	43	25	88

2子育て支援の充実
(1)地域子ども・子育て支援事業の充実
【1-1 時間外保育事業(延長保育事業)】

ア 陸地部

(単位:人)	令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績
①量の見込み	556	271	543	233
②確保の内容	2,500	2,573	2,400	2,465
②-①	1,944	2,302	1,857	2,232

イ 島しょ部

(単位:人)	令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績
①量の見込み	42	0	41	0
②確保の内容	334	342	326	342
②-①	292	342	285	342

【1-2 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)及び放課後子ども教室】

ア 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

(単位:人)	令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績
①量の見込み	1,587	1,491	1,517	1,512
1年生	533	478	522	508
2年生	528	437	442	429
3年生	336	341	329	306
4年生	120	135	127	178
5年生	57	62	56	54
6年生	13	38	41	37
②確保の内容	1,510	1,540	1,580	1,581
②-①	-77	49	63	69

イ 放課後子ども教室

(単位:か所)	令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績
①量の見込み	4	3	4	3
②確保の内容	3	2	3	3
②-①	-1	-1	-1	0

【1-3 地域子育て支援拠点事業】

(単位:人回)	令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績
①量の見込み	8,209	3,177	8,151	3,434
月間延べ	8,209	8,209	8,151	8,151
②確保の内容	9	9	10	10
実施か所数	9	9	10	10
②-①	0	5,032	0	4,717

【1-4 一時預かり事業】

ア陸地部

(ア)幼稚園型

(単位:人日)	令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績
①量の見込み	6,549	25,142	6,313	26,712
②確保の内容	124,590		120,085	
②-①	246,300	259,600	237,400	244,900
②-①	115,161	234,458	111,002	218,188

イ島しょ部

(ア)幼稚園型

(単位:人日)	令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績
①量の見込み	0	191	0	125
②確保の内容	2,615		2,420	
②-①	4,100	4,400	3,800	4,400
②-①	1,485	4,209	1,380	4,275

【1-5 子育て短期支援事業】

(単位:人日)	令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績
①量の見込み	17	35	17	48
②確保の内容	17	35	17	48
②-①	0	0	0	0

【1-6 病児・病後児保育事業】

(単位:人日)	令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績
①量の見込み	3,174	871	3,096	1,235
②確保の内容	2,400	2,400	3,600	2,400
②-①	-774	1,529	504	1,165

(イ)幼稚園型を除く

(単位:人日)	令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績
①量の見込み	28,885	4,284	28,286	4,835
②確保の内容	29,900	28,200	29,300	30,600
②-①	1,015	23,916	1,014	25,765

(イ)幼稚園型を除く

(単位:人日)	令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績
①量の見込み	1,477	258	1,436	360
②確保の内容	5,300	5,400	5,200	5,400
②-①	3,823	5,142	3,764	5,040

【1-7 ファミリー・サポート・センター事業】

(単位:人日)	令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績
①量の見込み	1,882	3,541	1,859	6,694
年間延べ	1,882	3,541	1,859	6,694
②確保の内容	1	1	1	1
か所数				
②-①	0	0	0	0

【1-8 利用者支援事業】

基本型

(単位:か所)	令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績
①量の見込み	2	2	2	2
②確保の内容	2	2	2	2
②-①	0	0	0	0

【1-9 乳児家庭全戸訪問事業(赤ちゃん訪問)】

(単位:人)	令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績
①量の見込み	940	732	776	603
年間延べ	940	732	776	603
②確保の内容	89	89	89	89
訪問者				
②-①	0	0	0	0

【1-11 妊婦健診事業】

(単位:人)	令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績
①量の見込み	937	725	776	666
②確保の内容	937	725	776	666
②-①	0	0	0	0

【1-12 実費徴収に係る補足給付を行う事業】

(単位:人)	令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績
①量の見込み	86	39	83	29
②確保の内容	86	39	83	29
②-①	0	0	0	0

母子保健型

(単位:か所)	令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績
①量の見込み	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0

【1-10 養育支援訪問事業】

(単位:人、件数)	令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績
①量の見込み	29	16	29	15
養護対応相談	1,062	644	1,062	656
②確保の内容	29	16	29	15
ヘルパー派遣	1,062	644	1,062	656
養護対応相談				
②-①	0	0	0	0

基本目標	施策の方向性	事業名	事業内容	R6担当部署	R5担当部署	進捗状況及び今後の方針
2 子育て支援の充実	(2)保育サービスの充実	保育の質の向上	◆各種団体等が実施する研修会への参加や自主研修を促進し、保育の質の向上を図ります。	保育幼稚園課	保育幼稚園課	保育協議会等が実施する各種研修会への参加や、自主研修を実施しました。継続して行います。
2 子育て支援の充実	(2)保育サービスの充実	多子世帯の保育料の減免	◆同じ世帯から2人以上が同時に保育所や幼稚園等に入所する場合、保育料の減免により多子世帯の経済的負担を軽減します。	保育幼稚園課	保育幼稚園課	国の多子世帯の保育料減免に加え、市独自の保護者負担の軽減を実施しました。R6度から対象を拡大し、継続して行います。
2 子育て支援の充実	(2)保育サービスの充実	保育士の確保	◆処遇改善や就職促進支援、保育士センターや大学等との連携により保育士を確保し、適正な配置を図ります。	保育幼稚園課	保育幼稚園課	会計年度任用職員制度への移行に際しての処遇の改善や、保育士センターや大学への働きかけ等を実施しました。継続して行います。
2 子育て支援の充実	(3)地域における子育て支援サービスの充実	子育てファミリー応援ショップ事業	◆妊婦や就学前児童のいる世帯が、協賛店舗を利用した際に、母子健康手帳や市が交付する「子育て応援カード」を提示すると、店独自の割引等のサービスが受けられます。	こども未来課	こども未来課	年度末の協賛店舗数は319店舗です。令和5年度から、5年間の事業年度を廃止し、継続して実施しています。
2 子育て支援の充実	(3)地域における子育て支援サービスの充実	子育て応援ヘルパー派遣事業	◆妊娠中や乳幼児を養育する家庭等にヘルパーを派遣して、家事や育児の援助を行います。	ネウボラ政策課	ネウボラ政策課	派遣回数は226回、計308時間の利用がありました。継続して行います。
2 子育て支援の充実	(3)地域における子育て支援サービスの充実	子どもと家庭の相談	◆家庭児童相談員を配置して、心配事や悩み事の個別相談、電話相談を実施し、子どもと家庭に関する助言・指導を行います。	ネウボラ政策課	ネウボラ政策課	相談数は、延べ232件です。継続して行います。
2 子育て支援の充実	(3)地域における子育て支援サービスの充実	婦人相談	◆女性相談支援員を配置して、配偶者等からの暴力や暴言等(DV)に関する悩み、家族間に関する悩み等について、相談事業を行います。	ネウボラ政策課	ネウボラ政策課	相談数は、延べ607件です。継続して行います。
2 子育て支援の充実	(3)地域における子育て支援サービスの充実	子ども家庭支援室	◆子育て等に関する総合的な窓口を設置し、相談等を行います。	ネウボラ政策課	ネウボラ政策課	家庭児童相談員、女性相談支援員、母子・父子自立支援員を配置しています。R6年度こども家庭センターを開設し、事業は継続実施します。
2 子育て支援の充実	(3)地域における子育て支援サービスの充実	幼稚園・認定こども園における子育て支援	◆地域の未就園児のいる家庭への情報提供や相談事業を行います。	保育幼稚園課	保育幼稚園課	各幼稚園等において実施しました。継続して行います。
2 子育て支援の充実	(3)地域における子育て支援サービスの充実	幼稚園・認定こども園における園庭・園舎の開放	◆幼稚園・認定こども園の園庭・園舎を開放し、子育て相談や未就園児の親子登園等を実施します。	保育幼稚園課	保育幼稚園課	各幼稚園等において実施しました。継続して行います。

基本目標	施策の方向性	事業名	事業内容	R6担当部署	R5担当部署	進捗状況及び今後の方針
2 子育て支援の充実	(3)地域における子育て支援サービスの充実	ブックスタート	◆赤ちゃんと保護者が、絵本を介してゆっくりふれあうひとときを持つきっかけづくりのため、乳児健康相談時に絵本を手渡します。	生涯学習課	生涯学習課	平成17年1月より開始しています。継続して行います。
2 子育て支援の充実	(3)地域における子育て支援サービスの充実	絵本・紙芝居の読み聞かせ	◆図書館では、小さい頃から絵本や紙芝居に親しんでもらうため、朗読ボランティアによる読み聞かせを実施します。	生涯学習課	生涯学習課	中央図書館では毎日開催しています。波方図書館、大西図書館、大三島図書館でも定期的に開催しています。継続して行います。
2 子育て支援の充実	(3)地域における子育て支援サービスの充実	子育てサークル支援の推進	◆地域の自主的な子育てサークルに対し、子育てに関する情報提供や意見交換会を実施します。	こども未来課	こども未来課	登録サークル数は4団体です。継続して行います。
2 子育て支援の充実	(3)地域における子育て支援サービスの充実	子育て個別相談	◆育児不安や、育てにくさを感じる親への支援を行います。	健康推進課	健康推進課	医師による相談を4回実施しました。継続して行います。
2 子育て支援の充実	(3)地域における子育て支援サービスの充実	発達フォロー相談及び教室	◆幼児健診後、フォローが必要な児の2次相談やフォロー教室の実施により、親子の支援を行います。	健康推進課	健康推進課	2次相談20回、フォロー教室年2クール(1クール月2回×4か月)実施しました。継続して行います。
2 子育て支援の充実	(3)地域における子育て支援サービスの充実	しまなみの子どもを育む交通費支援事業	◆県しよ部に居住している妊産婦、乳幼児、子ども世帯、障害児通所支援事業を利用する方に、しまなみ海運通送料(ETC限定)及び帰郷を奨励する胎産旅費料を一助成します。	こども未来課 ネウボラ政策課 障がい福祉課	こども未来課 ネウボラ政策課 障がい福祉課	令和3年7月から妊産婦、乳児、小児を対象に事業を実施しており、令和4年度に対象を拡大、さらに令和5年度に障がい児通所支援に拡大し事業を実施しています。
2 子育て支援の充実	(4)子育て支援のネットワークづくり	地域と子育て機関との連携	◆地域の子育て機関と子育て世帯とのパイプ役を行う民生委員・児童委員、主任児童委員の活動を支援、推進します。	こども未来課 福祉政策課	こども未来課 福祉政策課	乳児家庭全戸訪問事業の訪問数は603件です。継続して行います。
2 子育て支援の充実	(4)子育て支援のネットワークづくり	地域と子育て機関との連携	◆地域の関係機関が情報の共有を図り、発達障害の早期発見や児童虐待の未然防止等に努めます。	ネウボラ政策課 福祉政策課	ネウボラ政策課 福祉政策課	地域の関係機関が連携し、情報の共有を図りました。継続して行います。
2 子育て支援の充実	(4)子育て支援のネットワークづくり	バリママ子育て応援事業	◆子育て中の協力員「バリママ」が毎月情報交換を行い、市のホームページに子育て支援サイト「がんばりママ きらりんネット」に掲載しました。子育て家庭への情報発信を行います。	こども未来課	こども未来課	カンタンレシピやママのコラム等、月1回「がんばりママ きらりんネット」に掲載しました。令和4年度より名称を「こどもが真ん中きらりんネット」に変更しました。
2 子育て支援の充実	(4)子育て支援のネットワークづくり	バリママ子育て応援事業	◆子育てに関するガイドブックを作成・配布し、子育て世帯への情報提供を行います。	こども未来課	こども未来課	子育て情報を収集し、子育て応援ガイドブックを作成しました。令和3年度からは、「子育てファミリー応援ショップ事業」の一環として、継続して行っています。

基本目標	施策の方向性	事業名	事業内容	R6担当部署	R5担当部署	進捗状況及び今後の方針
2 子育て支援の充実	(5)子どもの居場所づくりの推進	児童育成支援拠点事業	◆児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。	こども未来課	新規	養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる委託事業を行います。
3 仕事と家庭の両立	(1)ワーク・ライフ・バランスの推進	ワーク・ライフ・バランスの意識啓発	◆仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けて、国や県、民間企業、地域住民等と連携を図りながら、意識啓発を図ります。	産業振興課 市民参画課 こども未来課	産業振興課 市民参画課 こども未来課	国等から送付されるパンフレット等の掲示を行い、意識啓発を図りました。継続して行います。
3 仕事と家庭の両立	(1)ワーク・ライフ・バランスの推進	家庭や職場等における男女共同参画	◆男女が共に家事・育児・介護等を分かち合い、家庭生活と仕事や地域活動を両立することができるよう、意識啓発を行います。	市民参画課	市民参画課	男女共同参画講座等における周知や、啓発冊子の設置、国等から送付されるパンフレット等を掲示するなど、啓発に努めました。継続して行います。
3 仕事と家庭の両立	(1)ワーク・ライフ・バランスの推進	育児・介護休業制度の普及啓発	◆育児または家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られる雇用環境の整備に向けて、周知活動を行います。	産業振興課	産業振興課	国等から送付されるパンフレット等を掲示し、周知活動を行いました。継続して行います。
3 仕事と家庭の両立	(1)ワーク・ライフ・バランスの推進	母親の就職支援	◆妊娠・出産により退職したり、今後就職したいと考える母親に対し、就職支援講習を行い、就職への不安を軽減します。	こども未来課	こども未来課	就職を希望する母親への支援としてマザーズ・ジョブズ・サポート事業を行いました。受講者数は延べ50人です。令和5年度で事業を廃止しました。
3 仕事と家庭の両立	(1)ワーク・ライフ・バランスの推進	父親の子育て参加	◆父親が子育てに積極的に参加できるよう、国や県、民間企業、地域住民等と連携を図りながら、イクメンプロジェクトの推進等の意識啓発を図ります。	こども未来課	こども未来課	自然体験教室などの父子参加イベントを開催し、また国等から送付されるパンフレット等の掲示を行い、意識啓発を図りました。継続して行います。
3 仕事と家庭の両立	(1)ワーク・ライフ・バランスの推進	産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	◆0歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所の時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、途中で切り上げたりする状況を踏まえ、ニーズ調査結果を分析しつつ、育児休業期間満了時(原則1歳到達時)から利用を希望する保護者が、円滑に質の高い保育を利用できるよう、行政窓口並びに地域子育て支援拠点事業所等の相談窓口の充実に努めます。	保育幼稚園課	保育幼稚園課	行政窓口並びに地域子育て支援拠点事業所等で、相談窓口を整えました。継続して行います。
4 教育環境の充実	(1)育成に向けた学校の教育環境整備	確かな学力の向上	◆愛媛大学との共同研究をはじめ、関係機関と連携し、きめ細かな指導の充実や学校の活性化等の取組を推進します。	学校教育課	学校教育課	愛媛大学との共同研究による、理論に裏付けされた実践研究を通じ、成果と課題を明らかにし、学力向上に向けて指導の改善を図りました。継続して行います。
4 教育環境の充実	(1)育成に向けた学校の教育環境整備	道德教育の推進	◆全ての幼稚園・認定こども園・小中学校において、計画的な道德教育を実施します。	学校教育課 保育幼稚園課	学校教育課 保育幼稚園課	各小中学校で年間指導計画の見直しを行い、児童生徒の実態に即した道德教育を実施しました。継続して行います。

3

基本目標	施策の方向性	事業名	事業内容	R6担当部署	R5担当部署	進捗状況及び今後の方針
4 教育環境の充実	(1)育成に向けた学校の教育環境整備	人権教育の推進	◆全ての幼稚園・認定こども園・小中学校において、同和教育をはじめ、あらゆる差別の解消をめざした人権教育の推進を図ります。	学校教育課 保育幼稚園課	学校教育課 保育幼稚園課	各小中学校において、授業公開やPTAの研修会、毎月11日の「人権の日」に合わせた校内研修会等を実施しました。継続して行います。
4 教育環境の充実	(1)育成に向けた学校の教育環境整備	スクールカウンセラー	◆カウンセリングにより、問題行動等の予防・解消を図り、ソーシャルワーカーと連携しながら、子どもの豊かな心の育成を推進します。	学校教育課	学校教育課	中学校12校を拠点校として、スクールカウンセラーと学校が連携して健全育成を図りました。中学校2校、小学校25校を接続校として幅広い相談活動を行います。
4 教育環境の充実	(1)育成に向けた学校の教育環境整備	スクールソーシャルワーカー	◆家庭、学校、地域等、子どもの日常生活の中で出会う様々な困難について、専門的な知識・技術を用い、子どもの立場に立って調整します。	学校教育課	学校教育課	様々な困難を抱えている児童生徒や保護者に寄り添った相談活動を行いました。継続して行います。
4 教育環境の充実	(1)育成に向けた学校の教育環境整備	ハートなんでも相談員	◆児童生徒が気軽に話せる第三者として悩み、不安、ストレス等を和らげ、問題行動や不登校等の防止を図ります。	学校教育課	学校教育課	小中学校27校に配置し、地域の相談員と学校が協力しながら問題解決にあたりました。継続して行います。
4 教育環境の充実	(1)育成に向けた学校の教育環境整備	小中学校におけるスポーツ環境の充実	◆課外活動や運動部活動を推進し、子どもたちが積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲、能力を育成します。	学校教育課	学校教育課	課外活動や部活動を通じて継続して推進しました。継続して行います。
4 教育環境の充実	(1)育成に向けた学校の教育環境整備	信頼される小中学校づくり	◆学校支援ボランティア制度を活用して学校教育の充実を図る一方、危機管理マニュアルを充実し、研修や訓練等を計画的に実施します。	学校教育課	学校教育課	地域の人材を生かすとともに、児童生徒の安全確保のため、研修や訓練等を行う等、保護者や地域から信頼される学校づくりに努めました。
4 教育環境の充実	(1)育成に向けた学校の教育環境整備	幼児教育の振興	◆幼稚園における地域交流活動を推進するとともに、子どもが新制度未移行の私立幼稚園に通園する世帯のうち、市民税所得割合算額が一定の金額を下回る世帯や特定の第3者がいる世帯等について、副食の提供に要する費用の一部を補助します。	保育幼稚園課	保育幼稚園課	令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、実費徴収に係る補正給付を行う事業として、補助金を交付しました。継続して行います。
4 教育環境の充実	(1)育成に向けた学校の教育環境整備	幼稚園・保育所・認定こども園・小学校・中学校の連携	◆幼稚園・保育所・認定こども園と小学校・中学校の連携のあり方等について、研究を進めます。	学校教育課 こども未来課 保育幼稚園課	学校教育課 こども未来課 保育幼稚園課	スムーズな就学ができるように、幼保、小学校及び中学校との連携を図りました。継続して行います。
4 教育環境の充実	(2)家庭や地域の教育力の向上	小中学校における家庭教育学級の充実	◆各小中学校のPTAで家庭教育学級を編成し、学習活動を実施します。	生涯学習課	生涯学習課	市内14小学校、6中学校で67講座を実施し、参加者数は、延べ836人です。継続して行います。

基本目標	施策の方向性	事業名	事業内容	R6担当部署	R5担当部署	進捗状況及び今後の方針
4 教育環境の充実	(2)家庭や地域の教育力の向上	児童生徒健全育成地域活動	◆学校・PTA等が一体となって組織された「児童・生徒健全育成地域活動推進協議会」を中心に、児童生徒の健全育成を目的として、研修会や講演会の開催、家庭や地域における相談活動等を行います。	生涯学習課	生涯学習課	15協議会で児童生徒健全育成地域活動を行いました。事業費は4,860千円です。継続して行います。
4 教育環境の充実	(2)家庭や地域の教育力の向上	放課後子ども教室	◆小学校の余裕教室等を活用し、地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の機会を提供します。	生涯学習課	生涯学習課	令和5年度は3箇所(大西教室・宮窪教室・常盤教室)を実施しました。参加者数は延べ2,061人です。令和6年度は大西教室、宮窪教室を継続して実施予定です。
4 教育環境の充実	(2)家庭や地域の教育力の向上	放課後子ども総合プラン	◆放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体型を検討しながら、まずは、放課後児童クラブの充実を図り、安全・安心な放課後等の居場所の確保に努めます。	生涯学習課 こども未来課	生涯学習課 こども未来課	放課後児童クラブの充実を最優先に進め、一体型事業についても、先進事例等を研究し継続的に検討を行いました。継続して行います。
4 教育環境の充実	(2)家庭や地域の教育力の向上	放課後子ども総合プラン	◆女性の就業率の上昇に伴うニーズの変化に対応すべく、開設時間の延長等を検討し、支援体制を整えていきます。	生涯学習課 こども未来課	生涯学習課 こども未来課	放課後児童クラブの実態把握に努め、支援体制の充実について検討を行いました。継続して行います。
4 教育環境の充実	(2)家庭や地域の教育力の向上	放課後子ども総合プラン	◆障がい児・ひとり親家庭・低所得者世帯等、特別な配慮を必要とする児童へ対応するため、スタッフ教育・研修を企画し、情報と知識を共有した適切な人材を配置できるよう検討します。職員の配置について、財政的に安定した運営を目指し、適正な人数の配置を継続します。	生涯学習課 こども未来課	生涯学習課 こども未来課	放課後児童支援員等に対し、県や児童クラブ連絡協議会が実施する各種研修会への出席を促し、情報や知識の習得に努めました。継続して行います。
4 教育環境の充実	(2)家庭や地域の教育力の向上	放課後子ども総合プラン	◆地域の実情に応じた効果的な事業の検討の場としての「今治市放課後子どもプラン運営委員会」を活用し、関係者との間で共通理解や情報共有を図れるような適切な体制づくりを構築します。	生涯学習課 こども未来課	生涯学習課 こども未来課	地域の実情把握に努め事業の検討を行いました。継続して行います。
4 教育環境の充実	(2)家庭や地域の教育力の向上	放課後子ども総合プラン	◆経済的な面で支援として収入に応じた減免措置を継続します。	生涯学習課 こども未来課	生涯学習課 こども未来課	各放課後児童クラブにおいて、保護者負担金の減免措置を実施しました。継続して行います。
4 教育環境の充実	(2)家庭や地域の教育力の向上	放課後子ども総合プラン	◆民間事業者の参入や委託先の多様化等を継続して進めていき、待機児童の対策及び多様なニーズへの対応に努めます。	生涯学習課 こども未来課	生涯学習課 こども未来課	待機児童や多様なニーズの実態把握に努め、事業の検討を継続して行います。
5 心の健やかな成長のために	(1)児童健全育成	児童館	◆各児童館を拠点に市内全域において、子ども健全育成、子育て支援・地域福祉を実施します。	こども未来課	こども未来課	地域や学校等との連携、児童館のない地域等への積極的な支援を実施しました。継続して行います。

5

基本目標	施策の方向性	事業名	事業内容	R6担当部署	R5担当部署	進捗状況及び今後の方針
5 心の健やかな成長のために	(1)児童健全育成	少年少女発明クラブ	◆児童(小学5・6年生)が家庭や学校とは異なった集団の中で、工作活動を通じて科学的な発想を育成するとともに、創造性豊かな人間形成を図ります。	産業振興課	産業振興課	令和5年度の会員数は34名で全25回の講座を行いました。今後は、ものづくり企業の見学会などを予定しています。
5 心の健やかな成長のために	(1)児童健全育成	引きこもり・不登校対策	◆今治市適応指導教室(コスモスの家)を設置し、引きこもりや不登校児童・生徒の支援を行います。また、不登校児童生徒が、学校以外の場で教育を受ける機会の確保を図ることを目的とし、選定フリースクールに対し予算の範囲内において、事業費補助金を交付します。	教育大綱推進課 学校教育課	教育大綱推進課 学校教育課	コスモスの家の年度末の在籍者数は、中学生3人、小学生2人です。継続して行います。フリースクール補助については、補助金交付要綱を策定し、各フリースクールへ事業内容について周知していきます。
5 心の健やかな成長のために	(1)児童健全育成	大三島少年自然の家	◆宿泊型の野外体験施設を設置し、児童生徒の健全育成活動に取り組みます。	生涯学習課	生涯学習課	利用者数は延べ10,644人です。継続して行います。
5 心の健やかな成長のために	(1)児童健全育成	青少年悩み相談	◆青少年センターにおいて、いじめ、不登校、非行、家庭生活等青少年に関する悩みごとの相談を実施します。特に、いじめに関しては「いじめ相談ホットライン」を設置して対応に取り組みます。	生涯学習課 学校教育課	生涯学習課 学校教育課	様々な問題解決に向けて活動しました。特にいじめに関しては「いじめ相談ホットライン」を設置して相談しやすい環境づくりに努めました。相談数は26件です。継続して行います。
5 心の健やかな成長のために	(1)児童健全育成	青少年の街頭補導	◆小中高生を対象に繁華街や公園周辺等の青少年が集まりやすい場所を巡回指導します。	生涯学習課	生涯学習課	街頭補導は949回で、参加人数は延べ4,105人です。継続して行います。
5 心の健やかな成長のために	(1)児童健全育成	ちびっこ広場の整備	◆児童の豊かな情操と健康な身体を養うことを目的に、自治会等が設置しているちびっこ広場の整備の助成をします。	市民参画課	市民参画課	補助金交付は13件です。継続して行います。
5 心の健やかな成長のために	(1)児童健全育成	児童手当	◆中学校卒業前までの児童を養育している方に経済的支援を行い、児童の健全育成を図ります。	こども未来課	こども未来課	国の制度に基づき実施しました。受給者数は8,605人です。継続して行います。
5 心の健やかな成長のために	(2)思春期保健対策の充実	小中学校における薬物乱用防止教育	◆外部講師を招いての講演会や研修を開催し、保健体育や学級活動等として、薬物の乱用防止教育に取り組みます。	学校教育課	学校教育課	全小中学校において、学級活動や保健体育の授業、外部講師を招いての講演等をおとして取り組みました。継続して行います。
5 心の健やかな成長のために	(2)思春期保健対策の充実	小中学校における喫煙防止教育	◆保健体育や学級活動等として、計画的に喫煙の防止を図ります。	学校教育課	学校教育課	全小中学校において、学級活動や保健体育の授業、外部講師を招いての講演等をおとして取り組みました。継続して行います。

6

基本目標	施策の方向性	事業名	事業内容	R6担当部署	R5担当部署	進捗状況及び今後の方針
5 心の健やかな成長のために	(2)思春期保健対策の充実	思春期における健康教育	◆学校との連携により、生徒や保護者等に対し、性、薬物、たばこ・アルコール等について生涯を通じて健康づくりに関する指導を行います。	学校教育課 健康推進課	学校教育課 健康推進課	全小中学校において、学級活動や保健体育の授業、外部講師を招いての講演等とおして、取り組みました。また、ふれあい体験学習により、自分の健康を守る指導、命を大切にする指導を実施しました。継続して行います。
5 心の健やかな成長のために	(2)思春期保健対策の充実	思春期における性教育	◆生徒や保護者等に対し、講話や研修をはじめ、性教育に関する指導を行います。また、思春期やセクシュアル健康や性に関する指導を行います。	学校教育課 ネウボラ政策課 健康推進課	学校教育課 健康推進課	学級活動や保健体育の授業等とおして、健康に関する学習や性教育を行いました。 中学校3年生に妊婦体験・乳児ふれあい体験学習を実施しました。今後実施校を増やしていきます。
5 心の健やかな成長のために	(3)次代の親の育成	小中高生の乳幼児とのふれあい体験	◆小中学校・高校の生徒と保育所等を利用する乳幼児とのふれあい体験学習を実施します。	学校教育課 保育幼稚園課	学校教育課 保育幼稚園課	小中学校・高校の児童生徒と乳幼児とのふれあい体験学習を実施しました。継続して行います。
5 心の健やかな成長のために	(3)次代の親の育成	コミュニティ活動の育成	◆地域のコミュニティの活性化、連帯感の醸成を目的に、各種行事やイベント等を市内27地区で実施する団体に助成します。	市民参画課	市民参画課	市内22地区のコミュニティ推進協議会等の団体に補助金を交付しました。継続して行います。
5 心の健やかな成長のために	(3)次代の親の育成	男女共同参画意識の醸成	◆男女が協力して家事や育児をすることの意義等について、人権啓発フェスティバル等で、男女共同参画意識の啓発を行います。	市民参画課	市民参画課	人権啓発フェスティバルや男女共同参画講座等において、意識の啓発を図りました。継続して行います。
6 要保護児童への対応	(1)児童虐待防止対策の充実	子ども家庭総合支援拠点の設置	◆子どもとその家庭・妊産婦等を対象として、地域の実情の把握、専門的な相談対応や必要な調査・訪問等による継続的支援を行います。	ネウボラ政策課	ネウボラ政策課	虐待対応専門員、子ども家庭支援員、ヤングケアラーコーディネーターなどの専門職員を配置し、相談対応、調査、訪問を行いました。 R6年度から子ども家庭総合支援拠点子ども家庭センターとして、事業を継続実施します。
6 要保護児童への対応	(1)児童虐待防止対策の充実	要保護児童対策地域協議会	◆要保護児童の適切な保護、要支援児童・特定妊婦への適切な支援を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置し、情報交換・支援内容に関する協議を行います。	ネウボラ政策課	ネウボラ政策課	代表者会議を年1回、実務者会議を月1回実施しました。継続して行います。
6 要保護児童への対応	(1)児童虐待防止対策の充実	子ども虐待防止講演会	◆講演会を開催して、市民の意識啓発を図り、児童虐待の防止に取り組みます。	ネウボラ政策課	ネウボラ政策課	関係機関、一般市民を対象に講演会を開催しました。継続して行います。
6 要保護児童への対応	(1)児童虐待防止対策の充実	児童虐待等の未然防止・早期発見	◆児童虐待等の未然防止や早期発見を目的に、通報体制の強化や市民への周知を図ります。	ネウボラ政策課	ネウボラ政策課	ポスター、リーフレット等を配布し、周知を行いました。継続して行います。

7

基本目標	施策の方向性	事業名	事業内容	R6担当部署	R5担当部署	進捗状況及び今後の方針
6 要保護児童への対応	(1)児童虐待防止対策の充実	子どもの権利擁護の推進	◆啓発活動等を通じて、子どもたちが本来持つ権利を尊重するとともに、必要な保護を効果的に実施し、「子どもの最善の利益」の実現を目指します。	ネウボラ政策課	ネウボラ政策課	ポスター等の掲示を行い、意識啓発を行いました。継続して行います。
6 要保護児童への対応	(2)ひとり親家庭等の自立支援の推進	母子父子寡婦福祉資金の貸付	◆母子・父子・寡婦における経済的自立や児童の就学等に関する資金を貸し付けます。	ネウボラ政策課	ネウボラ政策課	県の制度に基づき母子・父子家庭及び寡婦に対する貸付を実施しました。新規貸付数は11件です。継続して行います。
6 要保護児童への対応	(2)ひとり親家庭等の自立支援の推進	母子家庭等の就労支援(高等職業訓練促進給付金等事業)	◆ひとり親家庭における母親等の職業能力開発のための講座受講費用や、就業に有利な一定の資格を取得するまでの生活費について、一部助成を行います。	ネウボラ政策課	ネウボラ政策課	母子・父子家庭の親に対し、就労に向けた資格取得期間の生活費等を助成しました。助成数は9件(新規5、継続4)です。継続して行います。
6 要保護児童への対応	(2)ひとり親家庭等の自立支援の推進	母子家庭等の自立支援プログラム	◆ひとり親家庭における母親等の就業を支援するため、公共職業安定所等の関係機関と連携し、自立支援計画を策定します。	ネウボラ政策課	ネウボラ政策課	公共職業安定所と連携し、ひとり親家庭の親に対し就業支援を行いました。継続して行います。
6 要保護児童への対応	(2)ひとり親家庭等の自立支援の推進	ひとり親家庭への介護人の派遣	◆ひとり親家庭で一時的な介護や保育等が必要な場合、介護人を派遣します。	ネウボラ政策課	ネウボラ政策課	愛媛県母子寡婦福祉連合会を通じて必要なサービスを提供します。2名利用あり。 R6年度見直し予定です。
6 要保護児童への対応	(2)ひとり親家庭等の自立支援の推進	母子・父子相談	◆母子・父子自立支援員を配置して、ひとり親家庭の生活の安定・自立に関する相談業務を実施します。	ネウボラ政策課	ネウボラ政策課	母子・父子自立支援員を配置し、経済的な相談を実施しました。継続して行います。
6 要保護児童への対応	(2)ひとり親家庭等の自立支援の推進	母子・父子家庭等への情報提供	◆ひとり親家庭等に対し、自立支援に向けた情報提供を行います。	ネウボラ政策課	ネウボラ政策課	ひとり親家庭に必要な情報提供を行いました。継続して行います。
6 要保護児童への対応	(2)ひとり親家庭等の自立支援の推進	児童扶養手当	◆父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童(18歳到達後最初の3月31日まで)を養育している方へ経済的支援を行います。	こども未来課	こども未来課	国の制度に基づき児童扶養手当制度を実施しました。受給者数は1,301人です。継続して行います。
6 要保護児童への対応	(2)ひとり親家庭等の自立支援の推進	ひとり親家庭の医療費助成	◆20歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭の親及びその子どもについて、医療費の自己負担分を助成します。	保険年金課	保険年金課	対象者に対し助成を実施しました。継続して行います。
6 要保護児童への対応	(2)ひとり親家庭等の自立支援の推進	母子世帯等の保育料の減免	◆認可保育所等における低所得の母子世帯等について、経済的負担の軽減を図るため、保育料の減免を行います。	保育幼稚園課	保育幼稚園課	国の母子世帯等の負担軽減を踏まえたうえで、実施しました。継続して行います。

基本目標	施策の方向性	事業名	事業内容	R6担当部署	R5担当部署	進捗状況及び今後の方針
6 要保護児童への対応	(2)ひとり親家庭等の自立支援の推進	母子生活支援施設の運営と整備	◆支援を必要とする母子世帯が、安心して自立に向けた生活を営むことができるよう、母子生活支援施設を効果的に運営するとともに、環境の整備を図ります。	ネウボラ政策課	ネウボラ政策課	R4年度末をもって今治市母子生活支援施設ふたば荘は廃止しましたが、国の制度に基づき入所者への支援は関係機関と連携して行いました。継続して行います。
6 要保護児童への対応	(3)子どもの貧困対策の推進	学校教育による学力保障	◆家庭環境等に左右されず、学校に通う子どもの学力が保障されるよう、教職員等の指導体制を充実し、きめ細やかな指導を進めます。	学校教育課	学校教育課	継続して行います。
6 要保護児童への対応	(3)子どもの貧困対策の推進	学校を窓口とした福祉関連機関等との連携	◆ソーシャルワーカーを配置し、福祉機関等の関係機関と連携しながら、それぞれの家庭環境に寄り添った援助を行います。 ◆スクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図ります。	学校教育課	学校教育課	継続して行います。
6 要保護児童への対応	(3)子どもの貧困対策の推進	地域における学習支援	◆地域人材を活用した放課後子供教室等の取り組みを推進します。	生涯学習課	生涯学習課	潜在的な地域人材の掘り起こしを進めました。継続して行います。
6 要保護児童への対応	(3)子どもの貧困対策の推進	義務教育段階の就学支援の充実	◆児童扶助費や生徒扶助費で、経済的な理由で就学が困難な場合に学校に必要な経費の一部を援助します。	学校教育課	学校教育課	各小中学校において実施しました。継続して行います。
6 要保護児童への対応	(3)子どもの貧困対策の推進	高等学校等就学による経済的負担の軽減	◆経済的な理由により高等学校等の就学機会が妨げられることなく、安心して教育を受けられるよう奨学金制度の推進に努めます。	教育大綱推進課	教育大綱推進課	貸与者は高校等1名、大学等28名です。継続して行います。
6 要保護児童への対応	(3)子どもの貧困対策の推進	子どもの学習等支援事業	◆「貧困の連鎖」を断ち切ることを目標に、子どもたちの居場所づくりや学習機会の提供、将来へのきかけづくりを行い、希望する高校への進学を支援します。	生活支援課	生活支援課	生活困窮世帯の子どもたちの居場所づくりや学習支援を行いました。その結果、進学希望者全員が希望する高校に進学しました。引き続き事業を継続します。
6 要保護児童への対応	(3)子どもの貧困対策の推進	子どもの食事・栄養状態の確保	◆経済的困難を抱える児童生徒に対して、学校給食費等の支援を行います。	学校教育課 こども未来課	学校教育課 こども未来課	各小中学校において実施しました。継続して行います。
6 要保護児童への対応	(3)子どもの貧困対策の推進	子どもの食事・栄養状態の確保	◆子ども食堂実施団体に対して、情報提供等の支援を行います。	学校教育課 こども未来課	学校教育課 こども未来課	子ども食堂と学習支援を一体的に実施している団体への補助金交付事業を実施しました。令和5年度からは所管替えとなり、こども未来課が子ども食堂実施団体への補助金交付事業を開始しています。

9

基本目標	施策の方向性	事業名	事業内容	R6担当部署	R5担当部署	進捗状況及び今後の方針
6 要保護児童への対応	(3)子どもの貧困対策の推進	保護者の健康確保	◆母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の保護者が抱えている様々な悩み等の相談に応じ、必要な情報提供を行います。	ネウボラ政策課	ネウボラ政策課	母子・父子自立支援員がひとり親家庭の保護者の悩み等の相談に応じ、必要な情報提供を行いました。
6 要保護児童への対応	(3)子どもの貧困対策の推進	児童養護施設の退所児童等の支援	◆退所後のアフターケアを推進し、相談等の支援を行います。	ネウボラ政策課	ネウボラ政策課	退所後の情報を収集し、状況に応じ、相談等の支援を行いました。
6 要保護児童への対応	(3)子どもの貧困対策の推進	関係機関が連携した包括的な支援体制の整備	◆地域の関係機関が連携し、子育てを支える地域ネットワークを構築し、情報交換・支援内容に関する協議を行います。	ネウボラ政策課	ネウボラ政策課	地域ネットワーク構築のため、関係機関との情報交換等を行いました。
6 要保護児童への対応	(3)子どもの貧困対策の推進	子どもの就労支援	◆相談業務の中で、関係機関へ繋いでいく等の支援を行います。	ネウボラ政策課	ネウボラ政策課	保護者や子どもの要望に応じ、ハローワーク等へ繋ぐ等の支援を行いました。
6 要保護児童への対応	(3)子どもの貧困対策の推進	支援する人員の確保等	◆ケースワーカーや母子・父子自立支援員等を対象とした研修会に参加する等、資質向上を図ります。	生活支援課 ネウボラ政策課	生活支援課 ネウボラ政策課	定期的にケース会議を開催し、ケースワーカーの資質向上を図りました。引き続き事業を継続します。
6 要保護児童への対応	(3)子どもの貧困対策の推進	保護者に対する就労の支援	◆生活保護受給者等の就労支援を行い就職による経済的自立の実現を図ります。	生活支援課	生活支援課	支援対象者に対して、ハローワーク同行や求人情報の提供などを行いました。引き続き事業を継続します。
6 要保護児童への対応	(3)子どもの貧困対策の推進	貧困家庭への経済的支援	◆母子父子寡婦福祉資金の貸付や児童扶養手当等で経済的支援を行います。	ネウボラ政策課	ネウボラ政策課	ひとり親世帯の子どもが大学進学する場合等に母子父子寡婦福祉資金の貸付を行いました。
6 要保護児童への対応	(4)障がい児特別支援教育施策の充実	認可保育所・認定こども園における障がい児保育	◆各保育所・認定こども園において、特別な配慮を要する乳幼児の受け入れを実施します。	保育幼稚園課	保育幼稚園課	各保育所等において、特別な配慮を要する乳幼児の受け入れを実施しました。継続して行います。
6 要保護児童への対応	(4)障がい児特別支援教育施策の充実	幼稚園・認定こども園における特別支援教育	◆各幼稚園・認定こども園において、特別な配慮を要する乳幼児の受け入れを実施します。	保育幼稚園課	保育幼稚園課	各幼稚園等において、特別な配慮を要する乳幼児の受け入れを実施しました。継続して行います。
6 要保護児童への対応	(4)障がい児特別支援教育施策の充実	個に応じた教育指導体制	◆今治市教育支援委員会において新入児の現状把握を行うとともに、各小中学校に校内教育支援委員会を設置して、個に応じた指導内容の充実を図ります。	学校教育課	学校教育課	夏休み中に教育相談を実施し、各小中学校の校内教育支援委員会と連携した就学や進学の相談を行いました。継続して行います。

基本目標	施策の方向性	事業名	事業内容	R6担当部署	R5担当部署	進捗状況及び今後の方針
6 要保護児童への対応	(4)障がい児特別支援教育施策の充実	特別支援教育コーディネーター	◆小中学校に配置し、特別支援教育に関する内容について相談を受け、個別の支援ができるように関係者・機関と連絡調整を図ります。	学校教育課	学校教育課	全小中学校の特別支援コーディネーターが参加する研修会を実施し、適正な就学支援や進路指導ができるよう努めました。継続して行います。
6 要保護児童への対応	(4)障がい児特別支援教育施策の充実	児童発達支援	◆未就学の障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。	障がい福祉課	障がい福祉課	利用者数は359人です。継続して行います。
6 要保護児童への対応	(4)障がい児特別支援教育施策の充実	放課後等デイサービス	◆就学している障がいのある児童生徒に、生活能力向上のための訓練や社会との交流の促進等を行います。	障がい福祉課	障がい福祉課	利用者数は629人です。継続して行います。
6 要保護児童への対応	(4)障がい児特別支援教育施策の充実	保育所等訪問支援	◆保育所等を現在利用中の障がいのある児童が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等を行います。	障がい福祉課	障がい福祉課	利用者数は155人です。継続して行います。
6 要保護児童への対応	(4)障がい児特別支援教育施策の充実	レスパイトサービス事業	◆在宅障がい者(児)の介護者の疾病や、冠婚葬祭等により介護が困難になった場合、一時的に障がい者(児)を預かります。	障がい福祉課	障がい福祉課	受給者数は23人(内医療型9人)です。継続して行います。
6 要保護児童への対応	(4)障がい児特別支援教育施策の充実	障がい者の自立支援対策	◆地域自立支援協議会等を通じて、障がい者に関する福祉・保健・医療等のサービスを総合的に調整します。	障がい福祉課 ネウボラ政策課	障がい福祉課 ネウボラ政策課	地域自立支援協議会の開催状況は、相談支援部会12回、就労支援部会5回、発達支援部会4回開催しました。継続して行います。
6 要保護児童への対応	(4)障がい児特別支援教育施策の充実	障がい者(児)相談	◆相談支援センターを設置して、障がい者(児)の生活一般に関する相談事業を実施します。	障がい福祉課	障がい福祉課	基幹相談支援センター1,799件、障害者生活支援センター321件、今ねつと326件、ときめき4,969件の相談がありました。継続して行います。
6 要保護児童への対応	(4)障がい児特別支援教育施策の充実	発達障害支援への取組	◆発達に課題のある乳幼児の早期発見・早期支援を行うとともに、関係機関が連携を図りながら総合的な支援を行うことにより、子育て家庭の不安の軽減を図ります。	ネウボラ政策課	ネウボラ政策課	発達支援センターの相談件数は2,303件です。継続して行います。 また令和6年度より発達や就学に不安のある市内全域の年中児を対象に、5歳児相談事業を行っています。
6 要保護児童への対応	(4)障がい児特別支援教育施策の充実	障害児福祉手当	◆20歳未満で重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする障がい児に支給します。	障がい福祉課	障がい福祉課	認定者数は79人です。継続して行います。
6 要保護児童への対応	(4)障がい児特別支援教育施策の充実	特別児童扶養手当	◆20歳未満で身体または精神に障がいのある児童を監護している方に対し、経済的支援を行います。	こども未来課	こども未来課	国の制度に基づき実施しました。受給者数は449人です。継続して行います。

11

基本目標	施策の方向性	事業名	事業内容	R6担当部署	R5担当部署	進捗状況及び今後の方針
6 要保護児童への対応	(4)障がい児特別支援教育施策の充実	重度心身障害者の医療費助成	◆身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・B取得者について医療費の自己負担分を助成します。	保険年金課	保険年金課	対象者に対し助成を実施しました。継続して行います。
7 健康であるために	(1)子どもや母親の健康の確保	母子健康手帳の交付	◆妊娠の届出による母子健康手帳交付時に、アンケートや面談等を行い、支援に必要な情報収集と利用可能なサービス等についての情報提供を行います。	ネウボラ政策課	ネウボラ政策課	妊娠のできるだけ早い時期に手続きを行うよう啓発しました。継続して行います。
7 健康であるために	(1)子どもや母親の健康の確保	出産準備教育(ババママ学級)	◆初めて出産する妊婦とその夫を支援するとともに、その不安を軽減し、乳幼児の健やかな成長を図ります。	ネウボラ政策課	ネウボラ政策課	年4コース(1コース2回)実施しました。継続して行います。
7 健康であるために	(1)子どもや母親の健康の確保	低出生体重児への支援	◆妊婦健康診査の充実や、母体の健康管理についての指導を進めます。妊婦の喫煙・飲酒率を減らすよう、指導を行います。	ネウボラ政策課	ネウボラ政策課	母子健康手帳交付時に妊婦の喫煙・飲酒状況を確認し指導を行いました。また、家族の喫煙・飲酒状況も確認し指導を行いました。継続して行います。
7 健康であるために	(1)子どもや母親の健康の確保	産後うつへの支援	◆新生児期の訪問を増やし、産後うつへの早期対応を図ります。	ネウボラ政策課	ネウボラ政策課	母子健康手帳交付時やババママ学級等で産後うつについての情報提供を行いました。また、エジンバラ産後うつ質問票を利用して病院と連携して早期支援を行いました。「産後ママと赤ちゃんのつどい」を毎月開催しました。
7 健康であるために	(1)子どもや母親の健康の確保	乳幼児歯科相談	◆子どもの歯に関心を持ち、仕上げ磨きをする親の割合を増やします。	健康推進課	健康推進課	歯科衛生士による乳児期からの指導を行いました。継続して行います。
7 健康であるために	(1)子どもや母親の健康の確保	妊産婦・乳幼児家庭訪問	◆生活環境の変化が大きい妊娠・出産・育児の時期に保健師が訪問指導を行うことにより、育児不安の解消を図ります。また、ハイリスク妊婦・乳幼児へのフォロー体制を整えます。	健康推進課 ネウボラ政策課	健康推進課 ネウボラ政策課	妊婦の訪問、出産後早い時期に全戸訪問を行いました。医療機関と連携し、ハイリスク妊婦・乳児のフォローを行いました。継続して行います。
7 健康であるために	(1)子どもや母親の健康の確保	乳幼児健康相談	◆身体計測を実施し、心身の健康及び育児発達に関する相談に応じ、必要な助言及び育児不安の軽減を図ります。	健康推進課	健康推進課	定期的な健康相談を行い、成長の確認や保護者の心配事・不安に随時対応しました。継続して行います。
7 健康であるために	(1)子どもや母親の健康の確保	乳幼児健康診査	◆乳児・1歳6か月児・3歳児に対する身体計測、個別相談、内科健診、歯科健診等を行い、乳幼児の健全育成と育児不安の軽減を図ります。また子育て中の保護者に対し、3歳児健康診査時に来場する機会に併せて健康診断を実施し、健康の増進を図ります。	健康推進課	健康推進課	乳幼児の育児発達フォローと子育て不安の軽減に努めました。 中央保健センターでの3歳児健康診査時に、保護者の健診としてババママまいる健診を実施しました。継続して行います。

基本目標	施策の方向性	事業名	事業内容	R6担当部署	R5担当部署	進捗状況及び今後の方針
7 健康であるために	(1)子どもや母親の健康の確保	医師による個別相談	◆乳幼児期の育児不安、学校生活、友人関係等、幅広い相談を行います。また、療育に関する相談も行います。	健康推進課	健康推進課	子育て個別相談は年4回、療育相談は年2回実施しました。継続して行います。
7 健康であるために	(1)子どもや母親の健康の確保	子どもの事故予防教育	◆健診や家庭訪問の際にパンフレット等を配布し、育児講座等により不慮の事故予防の周知を図ります。	健康推進課	健康推進課	パンフレットを作成し、育児講座や健康相談において、子どもの事故予防について、周知を行いました。継続して行います。
7 健康であるために	(1)子どもや母親の健康の確保	不妊及び不育に関する支援	◆不妊の相談や、特定不妊治療費助成制度及び不育治療費助成制度の周知等の支援を行います。	ネウボラ政策課	ネウボラ政策課	不妊及び不育症治療費助成を引き続き実施しました。R5年度からは、不妊検査の費用や保険適用と併用して行った先進医療の治療費を一部助成しています。
7 健康であるために	(1)子どもや母親の健康の確保	妊婦一般健康診査・新生児聴覚検査	◆妊婦の健康の保持・増進、聴覚障がい早期発見・早期療育をはかるため、妊婦健康診査・新生児聴覚検査について公費負担を行います。	ネウボラ政策課	ネウボラ政策課	母子健康手帳交付時に妊産婦健康診査、新生児聴覚検査受診票の配布を行いました。継続して行います。
7 健康であるために	(1)子どもや母親の健康の確保	新生児拡大スクリーニング検査	◆新生児拡大スクリーニング検査費を助成します。	ネウボラ政策課	ネウボラ政策課	母子健康手帳交付時や出生届出時に受検を勧奨し、助成について普及啓発していきます。
7 健康であるために	(2)小児医療の充実	休日・夜間小児医療・小児初期救急医療	◆休日・夜間における小児医療体制について、医師会による小児の初期救急医療体制を維持するために、医師会と連携し、安心して暮らせるまちづくりを推進します。こども医療でんわ相談(※8000)の普及に努めます。	健康推進課	健康推進課	パンフレットを作成し、家庭訪問や健康相談等で配布しました。かかりつけ医を持つことについて、指導を行いました。継続して行います。
7 健康であるために	(2)小児医療の充実	子どもの医療費助成	◆乳幼児・小中学生・18歳年度末までの子どもが医療機関で治療を受けた場合、医療費の自己負担分を助成します。	保険年金課	保険年金課	対象者に対して助成を実施しました。継続して行います。
7 健康であるために	(2)小児医療の充実	未熟児養育事業	◆未熟児のうち、指定養育医療機関の医師が入院養育の必要性を認めた場合、医療費の自己負担分を助成します。	保険年金課	保険年金課	対象者に対して助成を実施しました。継続して行います。
7 健康であるために	(3)食育の推進	離乳食講習	◆保健センター等において、栄養士による講習会を開催し、離乳食の適切な指導を図ります。	健康推進課	健康推進課	本庁は22回、島しょ部支所で2回実施しました。継続して行います。

13

基本目標	施策の方向性	事業名	事業内容	R6担当部署	R5担当部署	進捗状況及び今後の方針
7 健康であるために	(3)食育の推進	乳幼児栄養相談	◆離乳期・幼児期における栄養面での不安を解消し、健全な食生活が送れるよう支援します。また、医療との連携により、課題のある児へ適切な支援を行います。	健康推進課	健康推進課	栄養相談資料を随時見直し作成しました。管理栄養士による定期的な相談を実施しました。継続して行います。
7 健康であるために	(3)食育の推進	保育所・認定こども園における食に関する教育	◆管理栄養士による食育講座の開催、チラシの配布等とおして、乳幼児期における食に関する教育を推進します。	保育幼稚園課	保育幼稚園課	各保育所等において実施しました。継続して行います。
7 健康であるために	(3)食育の推進	幼稚園における食に関する教育	◆パンフレット等の配布とおして、家庭における食習慣の重要性を周知します。	保育幼稚園課	保育幼稚園課	各幼稚園において実施しました。継続して行います。
7 健康であるために	(3)食育の推進	小中学校における食に関する教育	◆正しい食生活を推進し、小児生活習慣病の予防・啓発を図ります。	学校教育課	学校教育課	栄養教諭や養護教諭、学級担任を中心として食の大切さについて指導しました。継続して行います。
7 健康であるために	(3)食育の推進	食に関する理解の促進	◆生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むために食育に関する意識啓発、指導体制の整備等を進めます。また、地産地消の推進にあわせ、有機農産物の導入や地元の豊かな水産資源の活用を推進します。	農林水産課 学校給食課	農林水産課 学校給食課	学校給食への地元産農水産物の活用を実施しました。継続して行います。
8 子どもを守るために	(1)子どもを犯罪等の被害から守るための活動	有害情報の取り扱いに関する啓発	◆悪影響が懸念される性や暴力等の有害情報や、インターネット・携帯電話等による犯罪被害から子どもを守るため、関係機関が連携して有害情報等の取り扱いに関する啓発活動を行います。	生涯学習課	生涯学習課	補導委員の会等で啓発を行いました。継続して行います。
8 子どもを守るために	(1)子どもを犯罪等の被害から守るための活動	有害環境の調査・除去	◆警察、PTA、地域ボランティア、補導委員会等との連携により、有害環境の情報共有に努めます。また、街頭補導や巡回指導時に有害メディアの調査や回収を行い、善後策を検討します。	生涯学習課	生涯学習課	街頭補導や巡回指導時に有害メディアの調査や回収を行いました。継続して行います。
8 子どもを守るために	(1)子どもを犯罪等の被害から守るための活動	犯罪等に関する関係機関・団体の意見交換	◆警察、関係機関との意見交換を行い、犯罪防止を図ります。	生涯学習課 防災危機管理課	生涯学習課 防災危機管理課	警察、関係機関との会等を通じて、意見交換を行いました。継続して行います。
8 子どもを守るために	(1)子どもを犯罪等の被害から守るための活動	防犯灯の設置促進	◆犯罪予防の観点から、自治会、町内会等における防犯灯の設置に対して助成します。	市民参画課 しまなみ住民課	市民参画課 しまなみ住民課	補助金交付は961件です。継続して行います。

14

基本目標	施策の方向性	事業名	事業内容	R6担当部署	R5担当部署	進捗状況及び今後の方針
8 子どもを守るために	(1)子どもを犯罪等の被害から守るための活動	地域住民による自主防犯活動の推進	◆防犯協会(市内27地区に支部)による防犯パトロール、防犯キャンペーンや子どもまもり隊による活動等、日頃から地区の安全、安心な暮らしの推進に努めます。	防災危機管理課 学校教育課	防災危機管理課 学校教育課	地域の見まもり隊やPTA等の協力により、子どもたちが安全に登下校できるよう指導を行いました。継続して行います。
8 子どもを守るために	(1)子どもを犯罪等の被害から守るための活動	少年非行の防止と健全育成活動の推進	◆防犯協会と連携し、少年の非行防止、健全育成活動の推進を図ります。	防災危機管理課	防災危機管理課	防犯協会の各事業に参加しました。継続して行います。
8 子どもを守るために	(1)子どもを犯罪等の被害から守るための活動	教育相談体制の充実	◆相談員及び関係機関と連携し、助言・支援を行います。	学校教育課	学校教育課	相談員及び関係機関と連携し、児童生徒の健全育成に努めました。継続して行います。
8 子どもを守るために	(2)安全な道路交通環境の整備	歩行空間のバリアフリー化	◆今治市交通バリアフリー基本構想に基づき、歩車道分離、歩道の平坦性確保、視覚障害者誘導用ブロックの設置等、歩行空間のバリアフリー化を図ります。	道路課	道路課	8路線で整備を実施しており、令和4年度末時点で8路線が完了しています。
8 子どもを守るために	(2)安全な道路交通環境の整備	交通機関のバリアフリー化	◆高齢者や障がい者、子どもの乗降時の安全性・利便性の向上を図るため、公共交通機関のバリアフリー化を推進します。	地域振興課	地域振興課	航路及びバス事業者は、船舶及び車両更新に合わせて、バリアフリー基準適合船舶及び車両を順次導入しました。継続して行います。
8 子どもを守るために	(2)安全な道路交通環境の整備	交通安全に関する教育	◆保育所、幼稚園、認定こども園、小学校等を中心に交通安全教育を実施するとともに、広報活動を通じて子どもの交通安全意識の向上を図ります。	防災危機管理課	防災危機管理課	交通安全教室実施数は45件です。継続して行います。
8 子どもを守るために	(2)安全な道路交通環境の整備	交通災害遺児福祉手当	◆交通災害遺児に対し、義務教育終了までの間、一定額の支援を行います。	こども未来課	こども未来課	令和5年度は、該当者がおりませんでした。継続して行います。
8 子どもを守るために	(2)安全な道路交通環境の整備	今治市幼児及び高齢者自転車用ヘルメット利用促進事業	自転車搭乗中の交通事故による被害軽減を図るため、自転車用ヘルメット購入費用を補助するもの。	サイクルシティ推進課	サイクルシティ推進課	対象者へ補助金を交付しました。今後については、R6年度の事業進捗により検討します。
8 子どもを守るために	(2)安全な道路交通環境の整備	今治市中学校就学自転車等購入クーポン事業	保護者の経済的負担を軽減するとともに、自転車を活用したまちづくりの推進を図るため、自転車等の購入に利用できるクーポンを交付するもの。	サイクルシティ推進課	サイクルシティ推進課	対象者へクーポンを交付しました。今後も継続して実施する予定です。
8 子どもを守るために	(3)住宅の確保・居住環境の確保	子育て世帯居住の安定の確保	◆就学前の子どものいる世帯の市営住宅における入居申込資格について、入居収入基準の緩和を図ります。	建築住宅課	住宅管理課	対象を中学校卒業前のこどものいる世帯に拡大し、裁量階層として入居収入基準の緩和を図りました。継続して行います。

基本目標	施策の方向性	事業名	事業内容	R6担当部署	R5担当部署	進捗状況及び今後の方針
8 子どもを守るために	(3)住宅の確保・居住環境の確保	シックハウス対策	◆化学物質を含有した新建材等から発せられる室内空気汚染によって引き起こされる健康障がい(シックハウス症候群)を防止するため、建築基準法に基づくシックハウス対策に係る規制の適切な指導を行います。	建築住宅課	建築課	建築基準法に基づくシックハウス対策に係る規制の適切な指導を行っています。継続して行います。
8 子どもを守るために	(3)住宅の確保・居住環境の確保	ユニバーサルデザインの推進	◆子育て世帯のみならず、できるだけ多くの人が快適に利用できるよう、公共施設のユニバーサルデザイン化を図ります。	建築住宅課	建築課	バリアフリートイレを整備する際には、手すりや十分な広さに加えて、ベビーシート等を設置し、乳児同伴者等多様な利用者に配慮しました。継続して行います。
8 子どもを守るために	(4)安全・安心なまちづくりの推進	公園の管理	◆公園における遊具の点検、清掃等を定期的に行い、子どもの安全と環境整備を図ります。	公園緑地課	公園緑地課	子どもが安全に公園を利用できるよう、定期的な遊具の点検や環境整備を継続して行います。
8 子どもを守るために	(4)安全・安心なまちづくりの推進	地域を中心とした安全対策への取り組み	◆防犯協会による小学校へ入学する児童に対しての防犯ブザー配布や、危険箇所へ赤旗「きけん」を設置。	防災危機管理課	防災危機管理課	今治及び伯方地区防犯協会が、防犯ブザー・「きけん」の赤旗を配布しています。

■「今治市 子ども・子育て支援事業におけるニーズ調査」

調査概要

調査地域	今治市全域
調査対象者	今治市内の小学校に通う子どものいる世帯
抽出方法	調査対象者の中から無作為抽出
調査時期	令和6年6月21日～7月16日
調査方法	郵送配布、郵送回収による郵送調査法
配布数	1,000件
有効回収率	430件 (43.0%)

就労形態ごとのクロス集計結果【小学生児童の母親】

※就労形態：問9の選択肢から以下のように定義

『フルタイム』

「フルタイム」と「フルタイム【産休・育休・介護休業中である】」の合計

『パート・アルバイト』

「パート・アルバイトなど」と「パート・アルバイトなど【産休・育休・介護休業中】」の合計

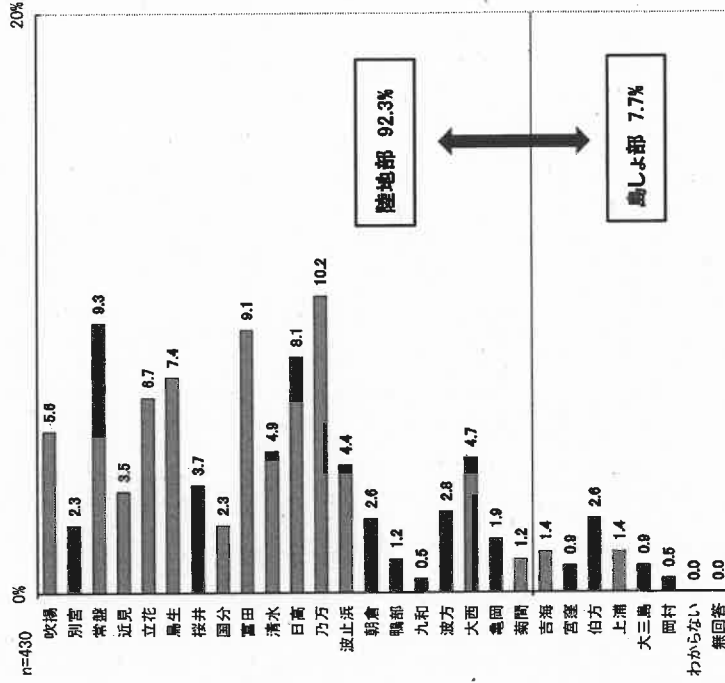
『就労していない』

「以前は就労していたが、現在は就労していない」と「これまで就労したことがない」の合計

問1 お住いの小学校区はどこですか。

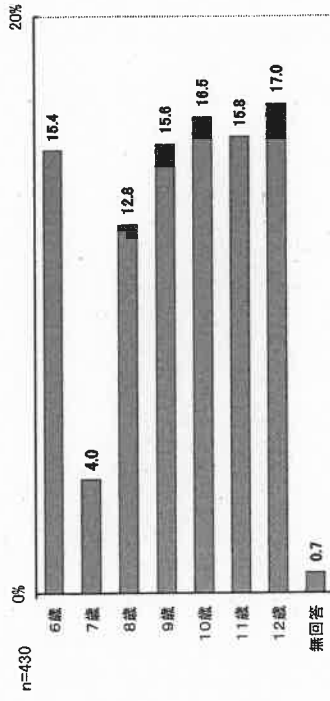
(1つに○)

居住地区についてみると、陸地部が92.3%、島しょ部が7.7%となっています。



問2 あて名のお子さんの生年月をご記入ください。

(数字を記入)



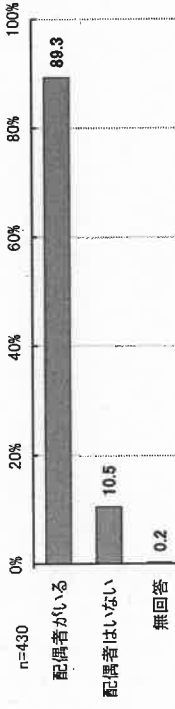
問4 この調査票にご回答いただく方はどなたですか。あて名のお子さんからみた関係でお答えください。

(1つに○)



問5 この調査票にご回答いただいている方の配偶関係についてお答えください。

(1つに○)

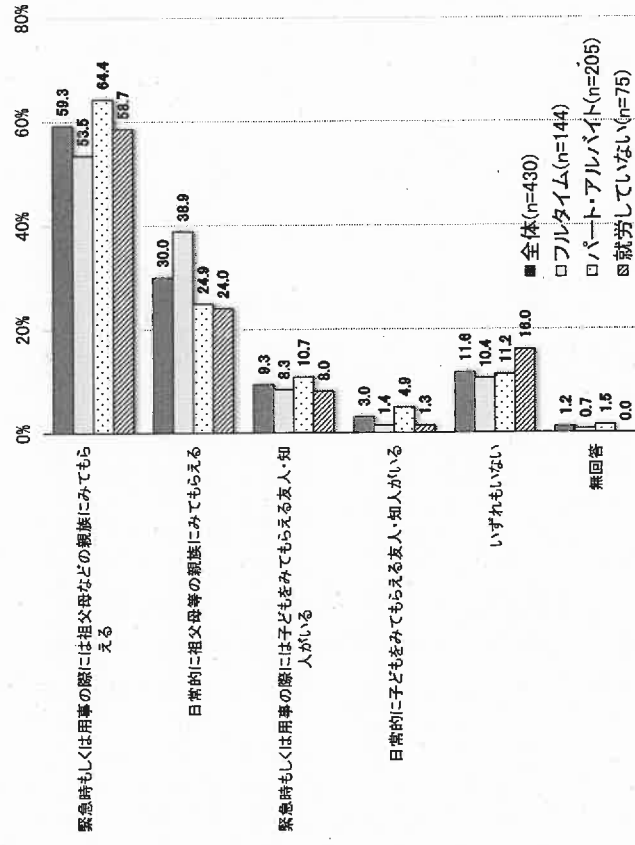


問7 日頃、お子さんを預かってもらえる親族・知人はいですか。

(あてはまるものすべてに○)

日頃、お子さんを預かってもらえる親族・知人は、「緊急時もしくは用事の際には祖父母などの親族にみてもらえる」の割合が59.3%と最も高く、次いで「日常的に祖父母などの親族にみてもらえる」30.0%となっています。

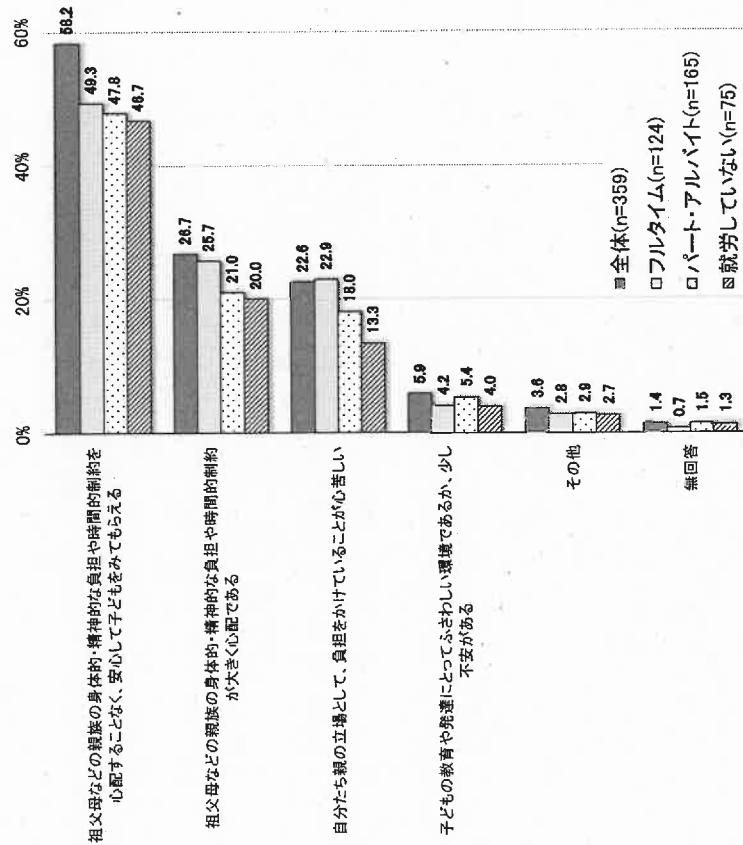
また、「いずれもない」は11.6%となっています。母親の就業形態別にみると、フルタイムの方は「日常的に祖父母などの親族にみてもらえる」の割合が38.9%と高くなっています。



問 7-1 祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。

(あてはまるものすべてに○)

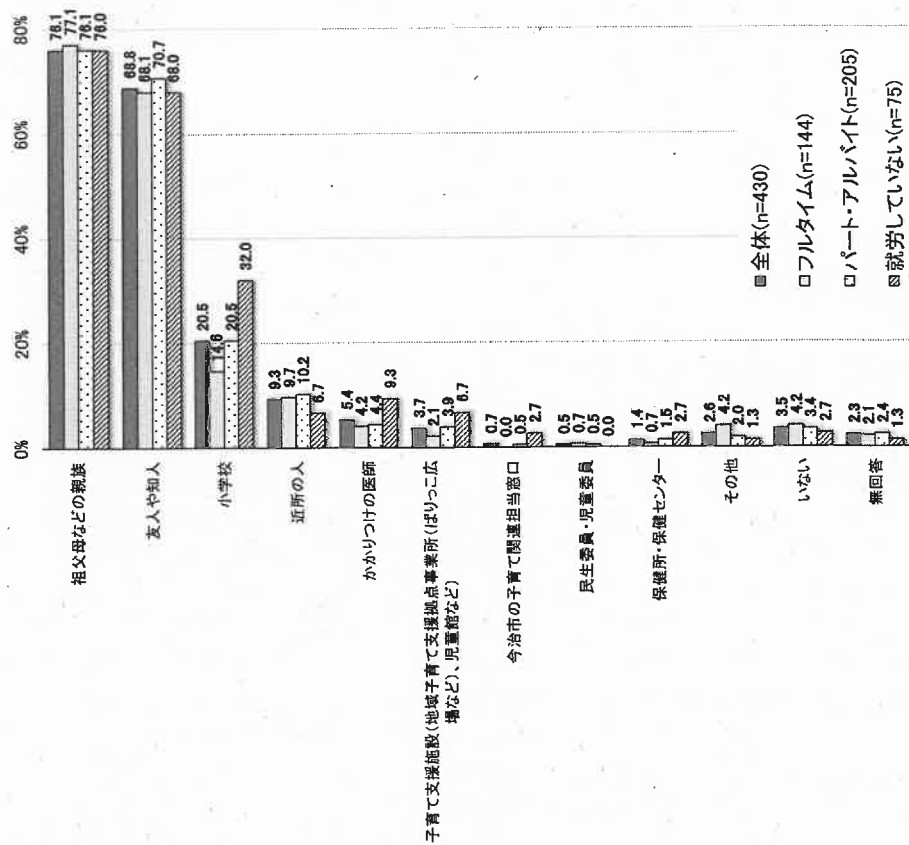
親族にお子さんをみてもらっている状況についてみると、「祖父母などの親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」の割合が58.2%と最も高く、母親の就労形態別にみると、フルタイムの方で、親族に負担をかけていることを心配に感じたり、心苦しく思っている人が多い傾向がみとれます。



問 8 お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。

(あてはまるものすべてに○)

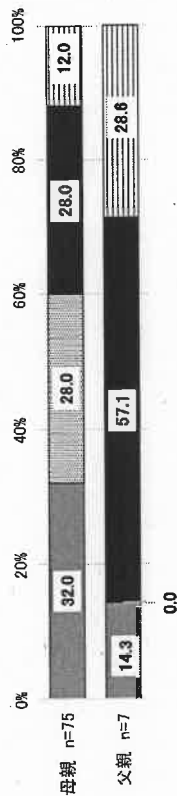
子育てに関する相談先は、「祖父母などの親族」の割合が76.1%と最も高く、次いで「友人や知人」68.8%となっています。
また、「いない」は3.5%となっています。
母親の就労形態別に「小学校」についてみると、就労していない方は32.0%と高く、フルタイムの方は14.6%と低くなっています。



問 11 「就労していない」人に対して) 就労したいという希望はありますか。

・(1つに○)

母親・父親別に就労希望についてみると、母親では「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合は28.0%に留まっていますが、父親では57.1%と半数以上が早期の就労希望を持っていることがみてとれます。

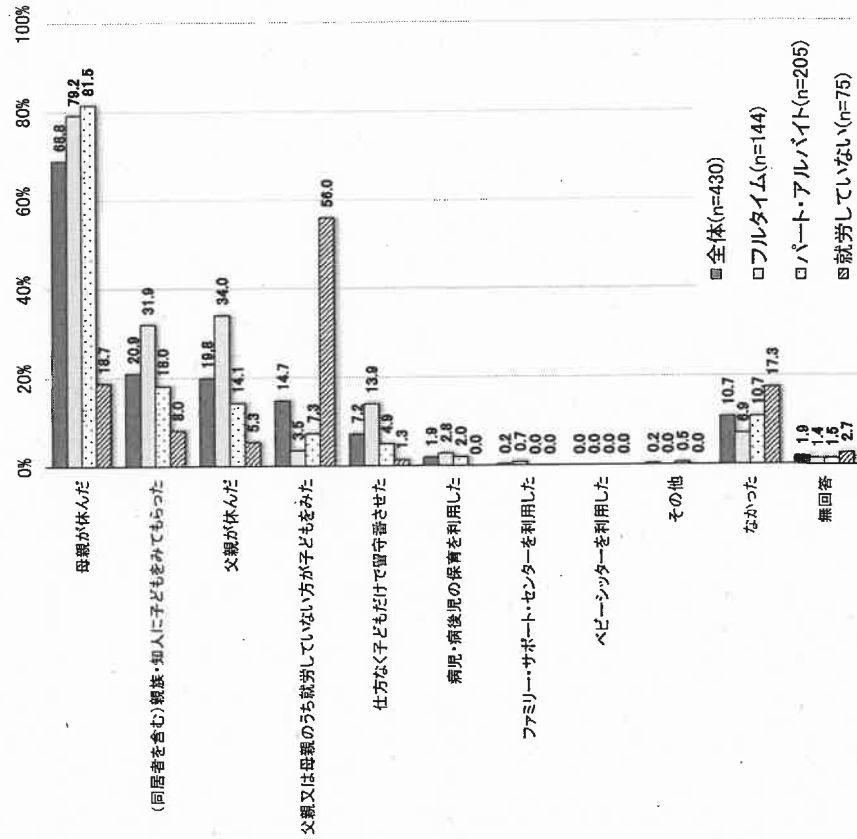


- 子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)
- 1年より先、一番下の子どもが○歳になったころに就労したい
- すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい
- 日未回答

問 12 お子さんが病気やケガで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法についてお答えください。

(あてはまるものすべてに○)

子どもの病気やケガの際の対応についてみると、「母親が休んだ」の割合が68.8%で最も高く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」20.9%、「父親が休んだ」19.8%などの順になっています。
母親の就労形態別にみると、フルタイムの方は「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が31.9%と高くなっています。

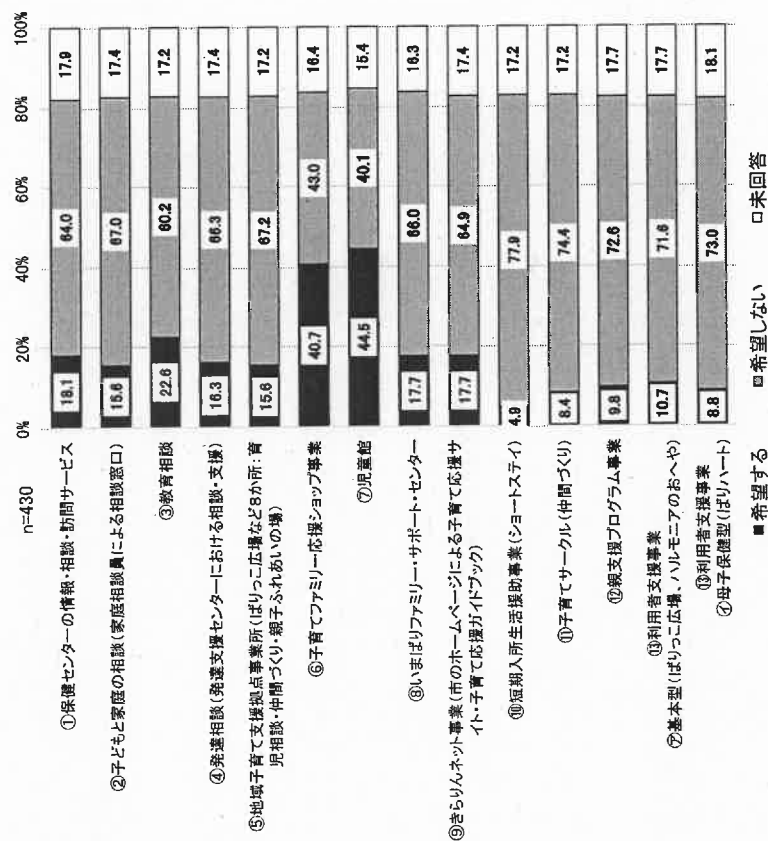


問 19 今後利用したい事業について

(それぞれ「はい(利用を希望する)」、「いいえ(利用を希望しない)」のどちらかに○)

今後利用したい事業についてみると、⑥「子育てファミリー応援ショップ事業」と⑦「児童館」の割合が4割以上、③「教育相談」が22.6%で利用希望が多くなっています。

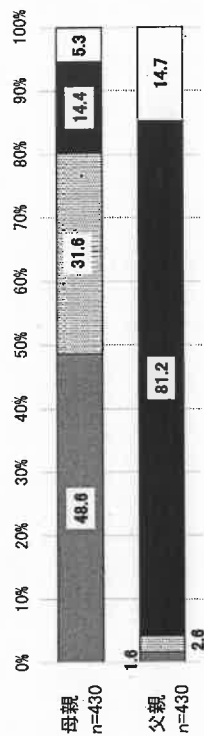
一方で、⑩「短期入所生活援助事業(ショートステイ)」や、⑪「子育てサークル(仲間づくり)」は、⑫「親支援プログラム事業」、⑬利用者支援事業の母子保健型(ばりハート)の割合は1割以下となっており、更なる内容の充実や、情報の発信等が必要と考えられます。



問 20 お子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは両方が育児休業を取得しましたか。

(1つに○)

子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況についてみると、母親では、「働いていなかった」48.6%、父親では、「取得していない」81.2%となっています。
また、「取得した(取得中である)」は、母親31.6%、父親2.6%となっています

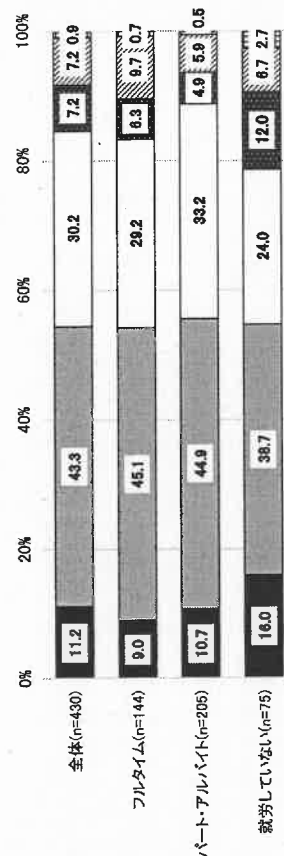


■働いていなかった ■取得した(取得中である) ■取得していない □未回答

問 21 あなたは、子育てに関して不安や負担などを感じていますか。

(1つに○)

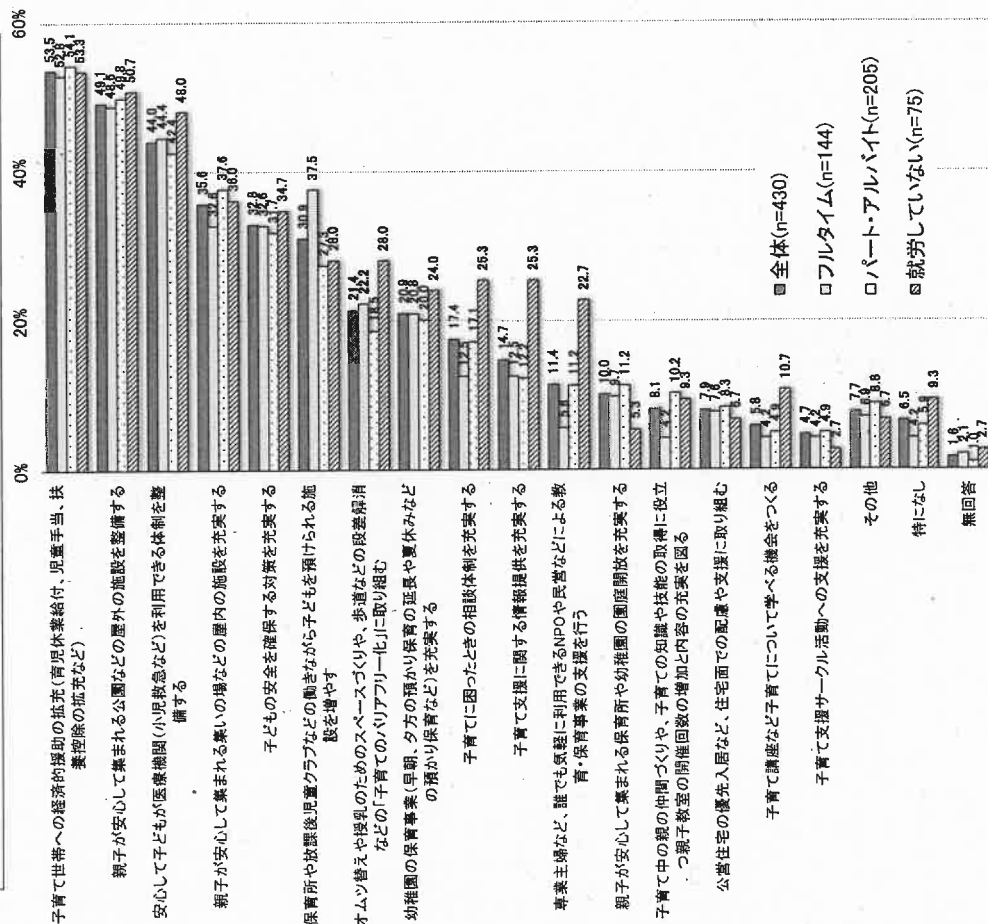
子育てに関する不安や負担についてみると、不安や負担を感じている人(「非常に不安や負担を感じる」+「なんとなく不安や負担を感じる」)の割合は54.5%となっています。
母親の就労形態別にみると、就労していない方で、「非常に不安や負担を感じる」および「全く感じない」の割合が高くなっており、他の就労形態と比べて不安や負担の差が大きい傾向がみられます。



■非常に不安や負担を感じる ■なんとなく不安や負担を感じる
□あまり不安や負担などは感じない ■全く感じない
■無回答

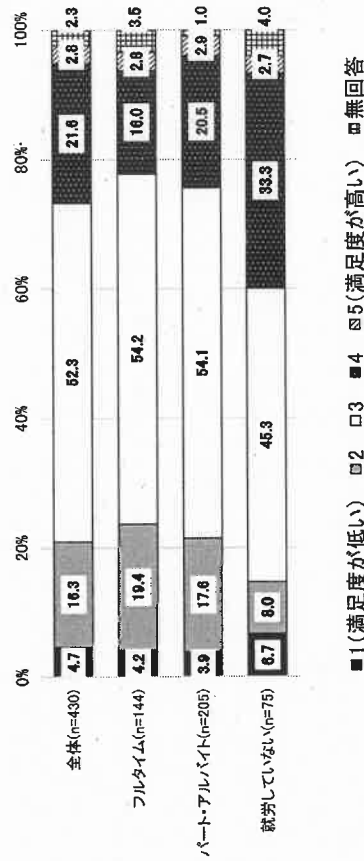
問 23 行政に対して、子育て支援の現状やあなたの子育て経験などから、どのような支援の充実を図って欲しいですか。
(あてはまるものすべてに○)

充実して欲しい支援についてみると、「子育て世帯への経済的援助の拡充（育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充など）」の割合が53.5%と最も高くなっています。
母親の就労形態別にみると、フルタイムの方は「保育所や放課後児童クラブなどの働きながら子どもを預けられる施設を増やす」の割合が37.3%と高くなっています。



問 34 今治市における子育ての環境や支援への満足度についてお答えください。
(1つに○)

子育てに関する市への満足度についてみると、満足度が高い(「5」+「4」)の割合は24.4%、満足度が低い(「1」+「2」)の割合は21.0%となっています。
母親の就労形態別にみると、就労していない方は満足度が高い傾向にあり、就労中の方は満足度が低い傾向にあります。

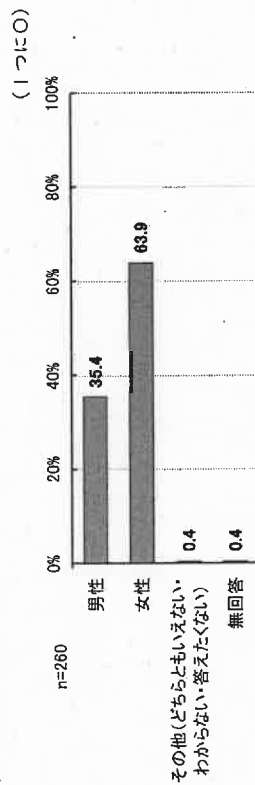


■「今治市 子ども・若者の意識と生活に関する調査」

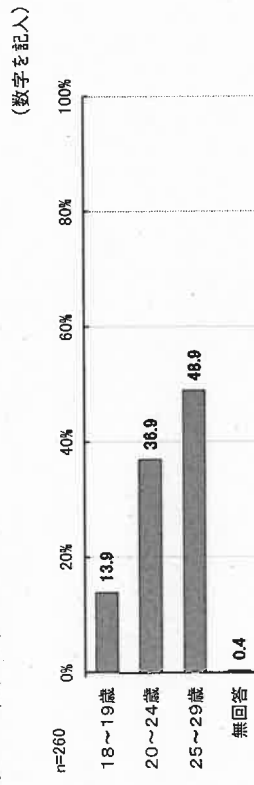
調査概要

調査地域	今治市全域
調査対象者	今治市内在住の18歳～29歳の方
抽出方法	住民基本台帳より無作為抽出
調査時期	令和6年6月28日～7月31日
調査方法	郵送配布・郵送回収およびWEB回答のハイブリッド方式
配布数	1,180件
有効回収率	260件 (22.0%)

問1 あなたの性別をお答えください。



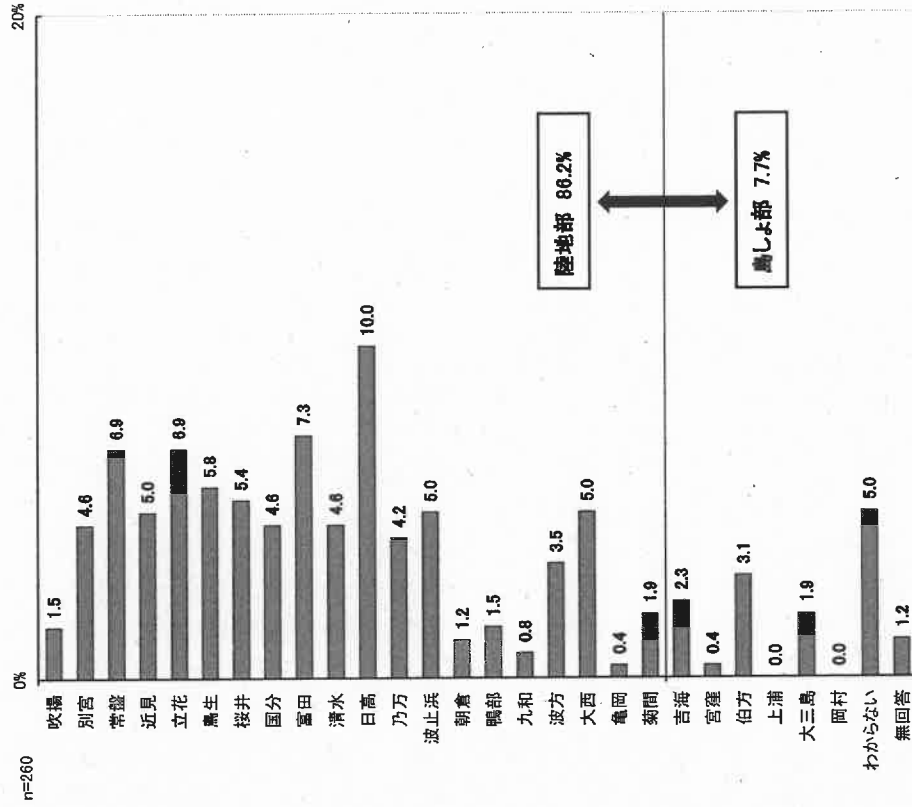
問2 あなたの年齢をお答えください。



問3 あなたの現在お住いの小学校区は、次のどれにあてはまりますか。

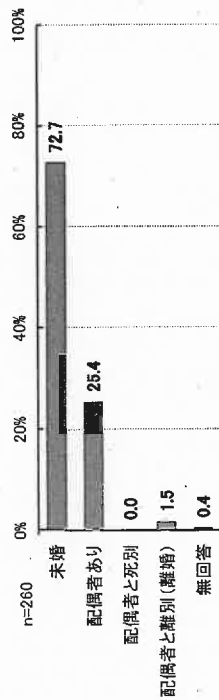
(1つに○)

居住地区についてみると、陸地部が86.2%、島しょ部が7.7%となっています。



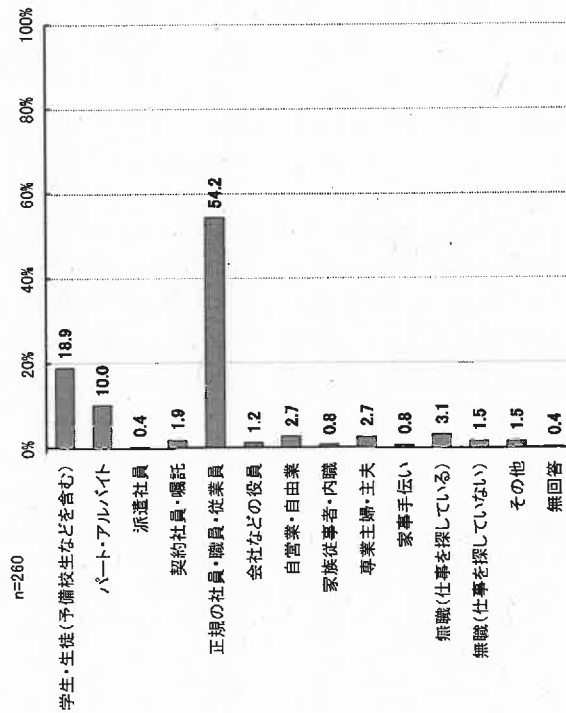
問 4 あなたの現在の婚姻状況をお答えください。なお、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の状態にある方を含めます。

(1つに○)



問 9 あなたの現在の仕事をお答えください。

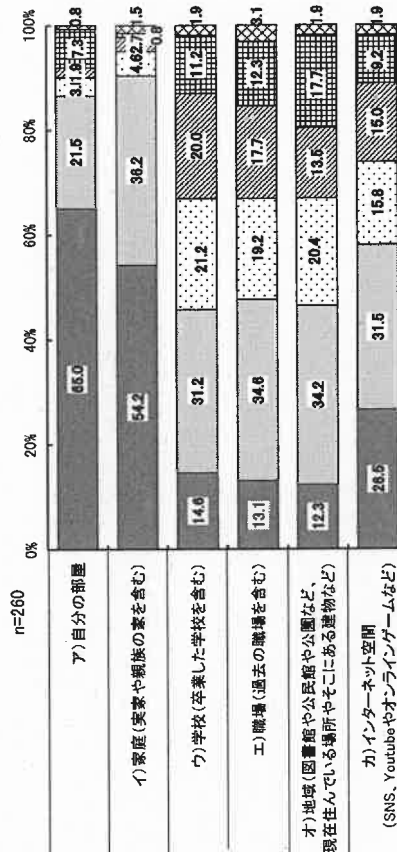
(1つに○)



問 13 次の場所は今のあなたにとって居場所(ほっとできる場所、居心地のいい場所など)になっていますか。

(ア～カのそれぞれについて、1つに○)

居場所についてみると、「自分の部屋」、「家庭(実家や親族の家を含む)」の割合が高くなっている一方で、「学校」や「職場」、「地域」が居場所だと思うと答えた人は半数以下となっています。

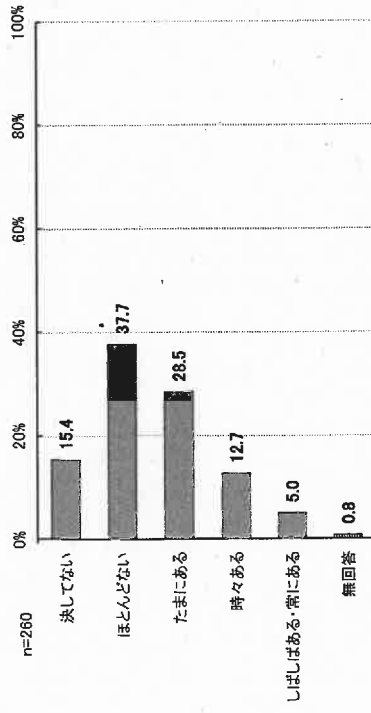


☒ そう思う
☐ どちらかといえば、そう思う
☐ どちらかといえば、そう思わない
☐ あてはまるものはない、わからない
☐ 無回答

問 14-2 あなたはどの程度、孤独であると感じることがありますか。

(1つに○)

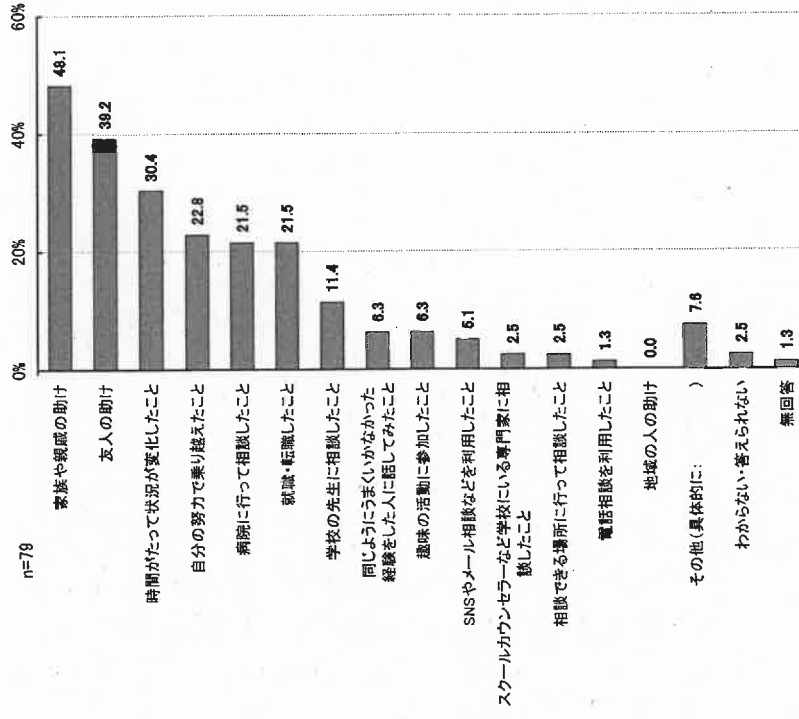
孤独と感じる頻度についてみると、ない(「決してない」+「ほとんどない」)の割合は53.1%で半数以上を占めています。
また、ある(「たまにある」+「時々ある」+「しばしばある、常にある」)の割合は46.2%となっています。



問 33 社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった状況が改善したきっかけや改善に役立ったことは何だと思いますか。

(あてはまるものすべてに○)

社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった状況が改善したきっかけや役立ったことについてみると、「家族や親戚の助け」の割合が48.1%と最も高く、次いで「友人の助け」39.2%、「時間がたつて状況が変化したこと」30.4%などの順になっています。

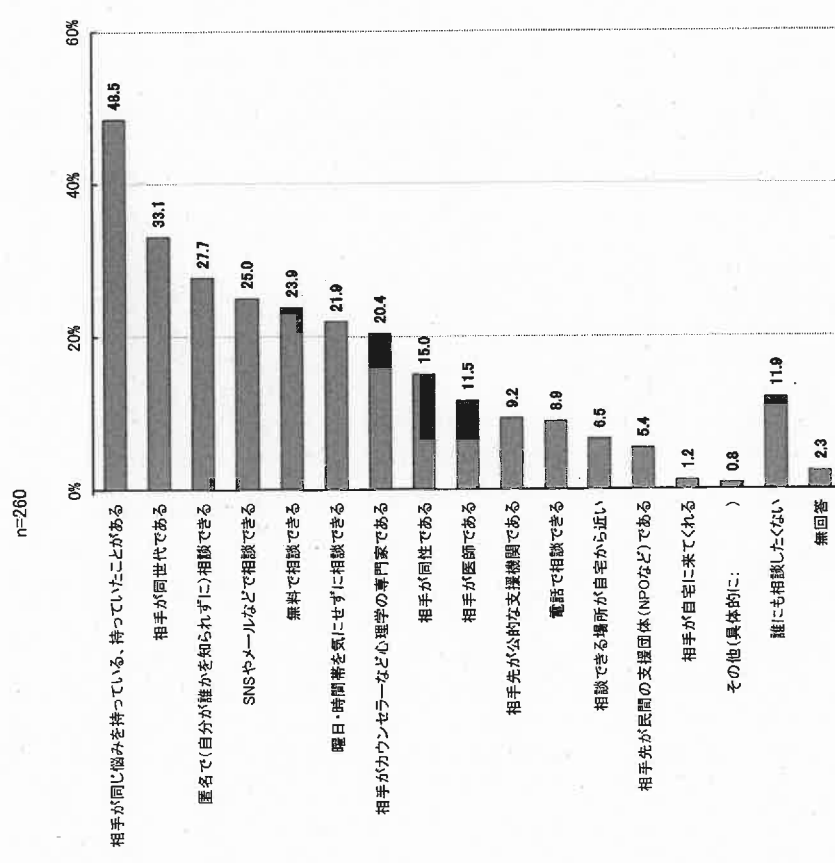


問 34 社会生活や日常生活を円滑に送ることができない状態となったときに、家族や知り合い以外に相談するとすれば、どのような人や場所なら、相談したいと思えますか。

(あてはまるものすべてに○)

家族や知り合い以外に相談したいと思える人や場所についてみると、「相手が同じ悩みを持っている、持っていたことがある」の割合が 48.5%と最も高く、次いで「匿名で(自分が誰かを知られずに)相談できる」33.1%、「匿名で(自分が誰かを知られずに)相談できる」27.7%などの順になっています。

また、「誰にも相談したくない」は 11.9%となっています。

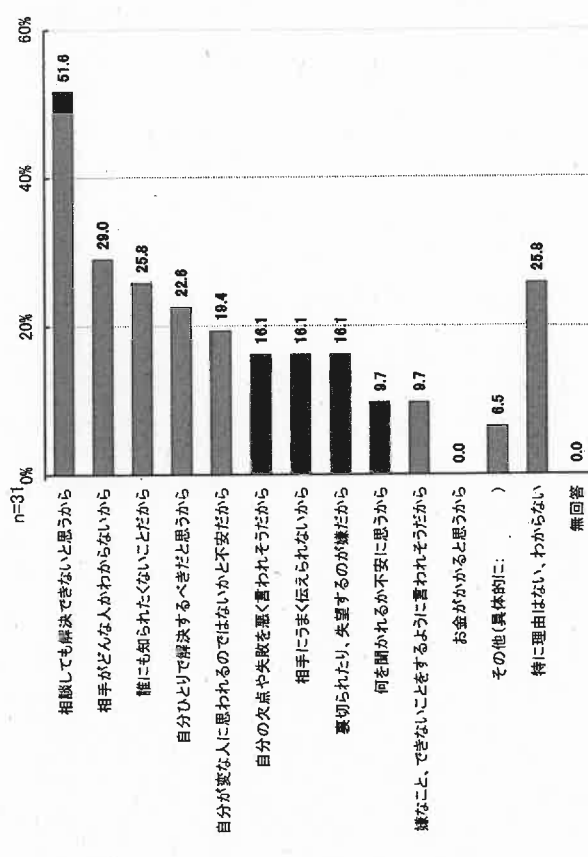


問 35 問 34 で「誰にも相談したくない」を選んだ理由

(あてはまるものすべてに○)

誰にも相談したくない理由についてみると、「相談しても解決できないと思うから」の割合が 51.6%と最も高く、次いで「相手がどんな人かわからないから」29.0%、「誰にも知られたくないから」25.8%などの順になっています。

また、「特に理由はない、わからない」は 25.8%となっています。

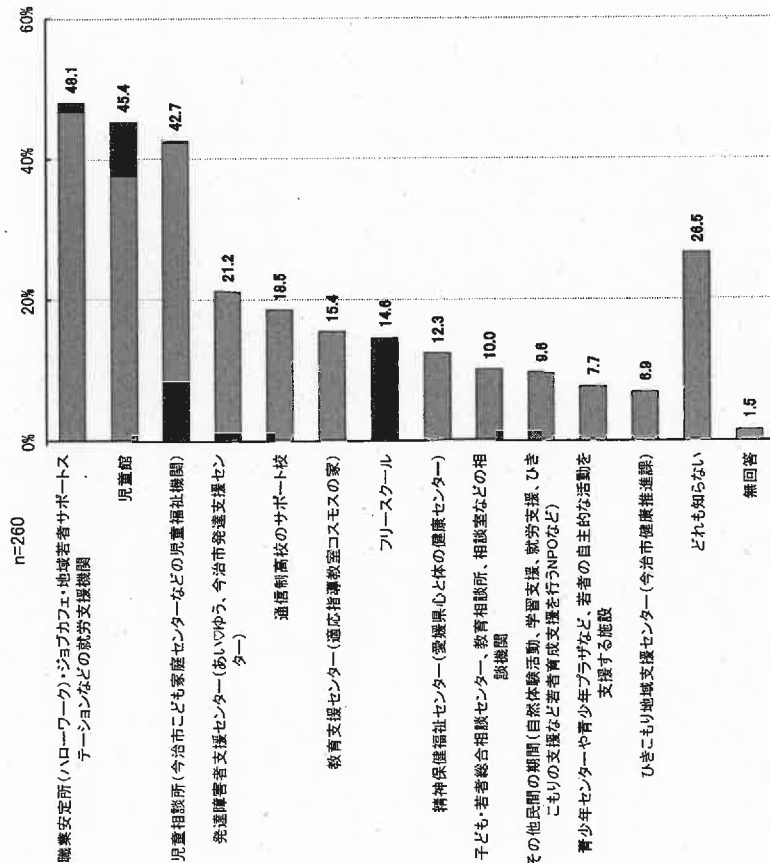


問 36 子ども・若者を対象とした育成支援機関等を知っていますか。

(あてはまるものすべてに○)

知っている子ども・若者を対象とした育成支援機関等についてみると、「職業安定所（ハローワーク）・ジョブカフェ・地域若者サポートステーションなどの就労支援機関」の割合が48.1%と最も高く、次いで「児童館」45.4%、「児童相談所（今治市子ども家庭センターなどの児童福祉機関）」42.7%などの順になっています。

また、「どれも知らない」は26.5%となっています。



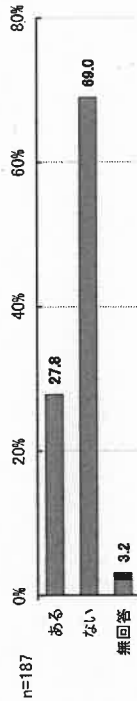
問 37 これらの機関（育成支援機関等）を利用したことがありますか。

問 38 これらの機関（育成支援機関等）について利用したいと思いませんか。

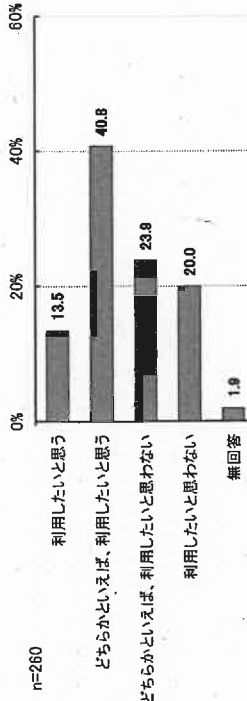
(1つに○)

育成支援機関等の利用経験についてみると、「ある」27.8%、「ない」69.0%となっています。また、育成支援機関等の今後の利用希望についてみると、利用したい（「利用したいと思う」＋「どちらかといえば、利用したいと思う」）54.3%、利用したくない（「利用したいと思わない」＋「どちらかといえば、利用したいと思わない」）43.9%で、利用したいと回答した人が10.4ポイント多くなっています。

○問 37 利用経験



○問 38 今後の利用希望

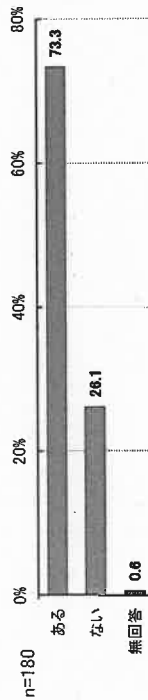


問 40 結婚希望はありますか。(1つに○)

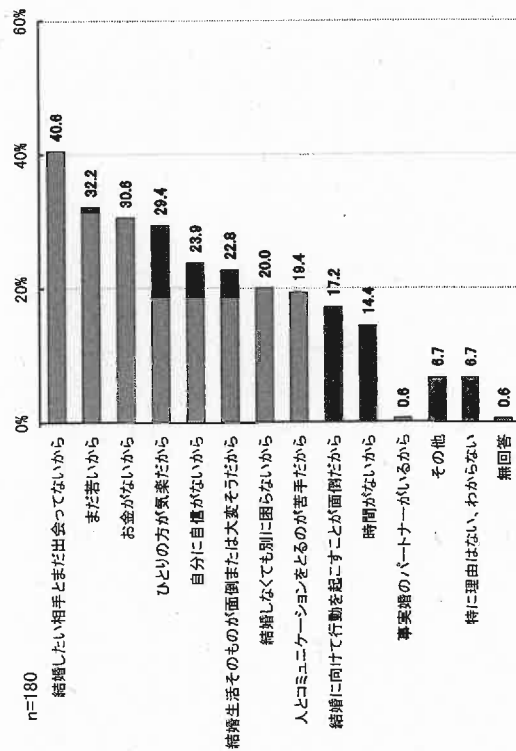
問 41 結婚していない理由 (あてはまるものすべてに○)

結婚希望についてみると、「(結婚希望が) ある」73.3%、「(結婚希望が) ない」26.1%となっています。また、結婚していない理由についてみると、「結婚したい相手とまだ出会っていないから」の割合が40.6%と最も高く、次いで「まだ若いから」32.2%、「お金がないから」30.6%などの順になっています。

○問 40 結婚希望



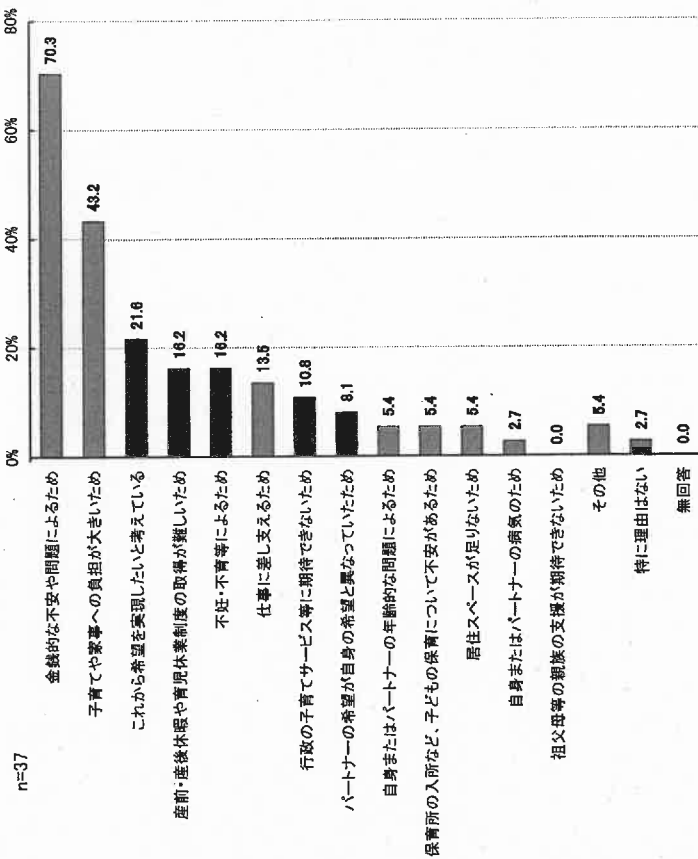
○問 41 結婚していない理由



問 47 子どもの人数について、理想の人数に対して現実の人数が少ない理由

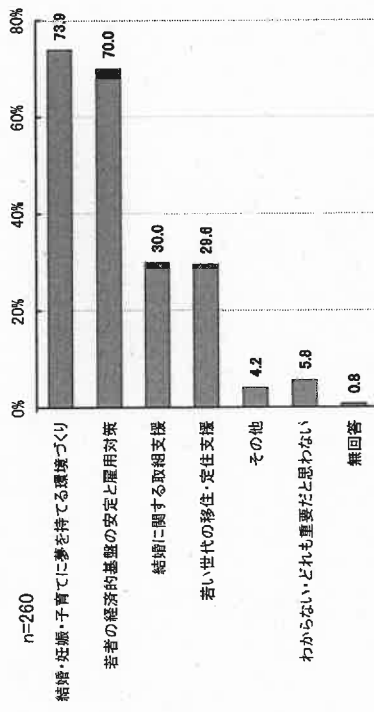
(あてはまるものすべてに○)

現在の子どもの人数および理想の子どもの人数についてみると、理想では「2人」、「3人」の割合が高くなっているのに対して、現実では「0人」、「1人」が多くなっています。その理由として、「これから希望を実現したいと考えている」の割合が21.6%ある一方で、「金銭的な不安や問題によるため」、「子育てや家事への負担が大きい」などが多く挙げられています。



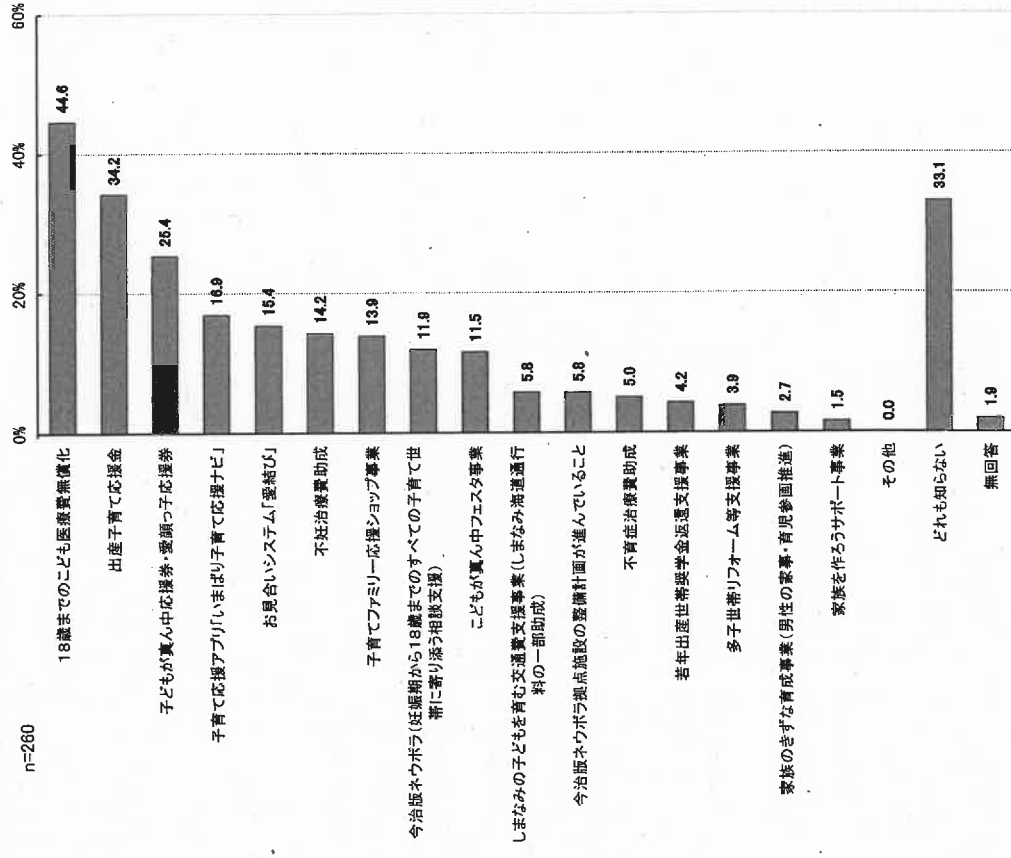
問 49 次の少子化対策のうち、若い世代への取組について、あなたが重要だと思う取組を教えてください。
(あてはまるものすべてに○)

重要だと感じる少子化対策における若い世代への取組についてみると、「結婚・妊娠・子育てに夢を
持てる環境づくり」、「若者の経済的基盤の安定と雇用対策」の割合が高く、どちらも7割以上となっ
ています。



問 50 少子化対策として今治市が実施している事業のうち、知っている事業を教えてください。
(あてはまるものすべてに○)

今治市の少子化対策関連事業の認知状況についてみると、「18歳までのこども医療費無償化」の割
合が44.6%と最も高く、次いで「出産子育て応援金」34.2%、「子どもが真ん中応援券・笑顔っ子
応援券」25.4%などの順になっています。
また、「どれも知らない」は33.1%となっています。



■「今治市 子どもの生活状況調査」

調査概要

調査地域	今治市全域
調査対象者	小学生 今治市立小学校に通う小学5年生 中学生 今治市立中学校に通う中学2年生 保護者 上記小・中学校児童生徒の保護者
抽出方法	対象学年在籍者
調査時期	令和6年6月7日～令和6年6月21日
調査方法	学校を通じての配布・回収
配布数	小学生：1,102件、中学生：1,061件、保護者：2,163件
有効回収率	小学生：942件 85.5%、中学生生徒：800件 75.4%、 保護者：1,250件 57.8%

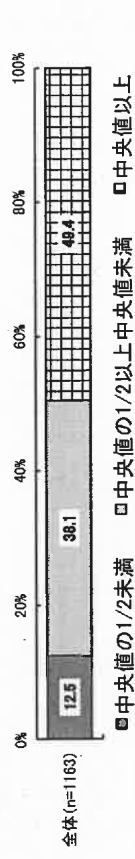
保護者・子供の生活状況について、全国調査結果から導き出された実態と比較し、今治市の現状を分析しています。追加資料として、「等価世帯収入」の水準と「親の婚姻状況」別に比較分析を行っています。

- 分析の結果は以下の通りです。
- 世帯収入の水準や親の婚姻状況によって、子供の学習・生活など様々な面で影響を受けています。
- 特に等価世帯収入が「中央値の1/2未満」と収入が低い世帯や、ひとり親世帯では、親子ともに多くの困難に直面しています。

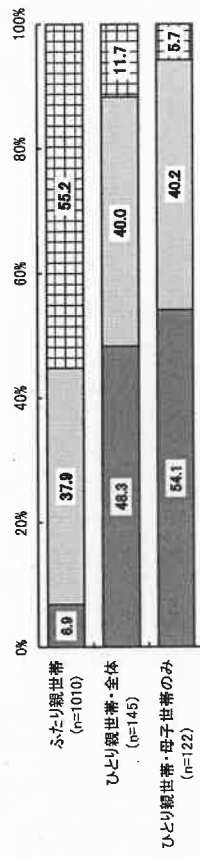
◎等価世帯収入の算出結果

分類	今治市	国
中央値となる等価世帯収入	267.4万円	317.5万円
中央値の1/2となる等価世帯収入	133.7万円	158.8万円
中央値の1/2未満	12.5%	12.9%
中央値の1/2以上中央値未満	38.1%	36.9%
中央値以上	49.4%	50.2%

・今治市の等価世帯収入の水準

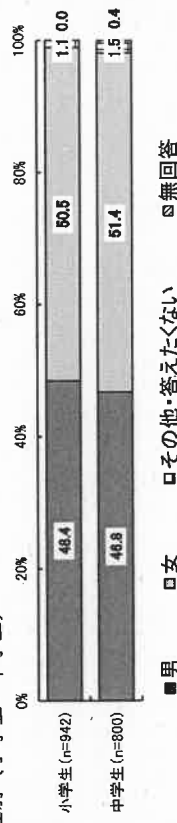


・今治市の世帯の状況別、等価世帯収入の水準



■中央値の1/2未満 ■中央値の1/2以上中央値未満 ■中央値以上

・性別（小学生・中学生）



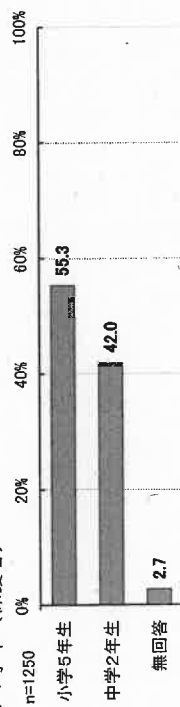
■男 ■女 ■その他・答えたくない ■無回答

・居住地区（小学生・中学生・保護者）

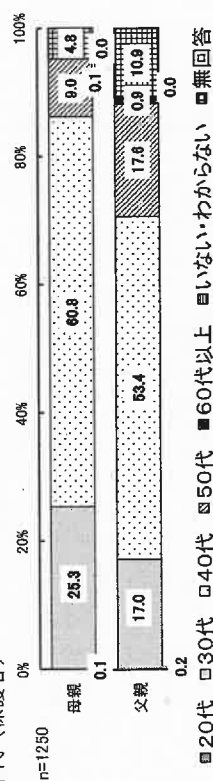


■旧今治市 ■旧越智郡 ■旧越智郡島しょ部 ■無回答

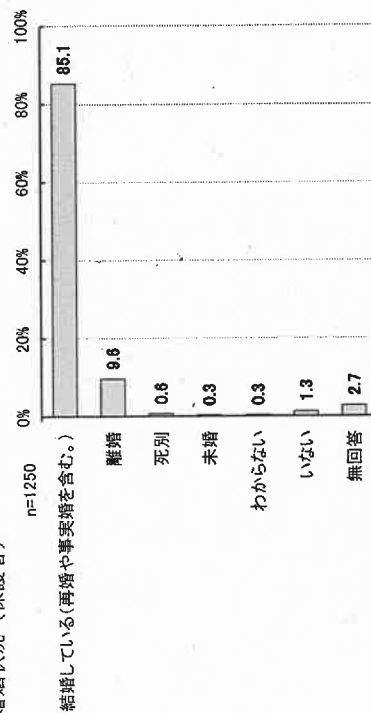
・子どもの学年（保護者）



・親の年代（保護者）



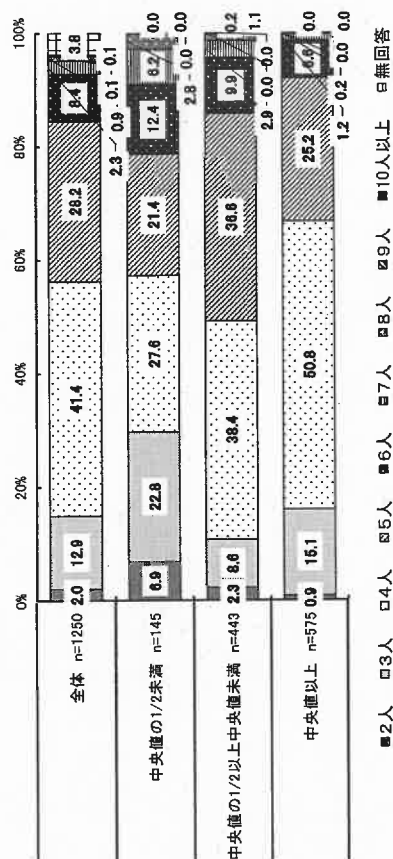
・親の婚姻状況（保護者）



●世帯人員について

「2人」又は「3人」と回答した割合は、もっとも収入の水準が低い世帯では、回答者の約3割となっています。

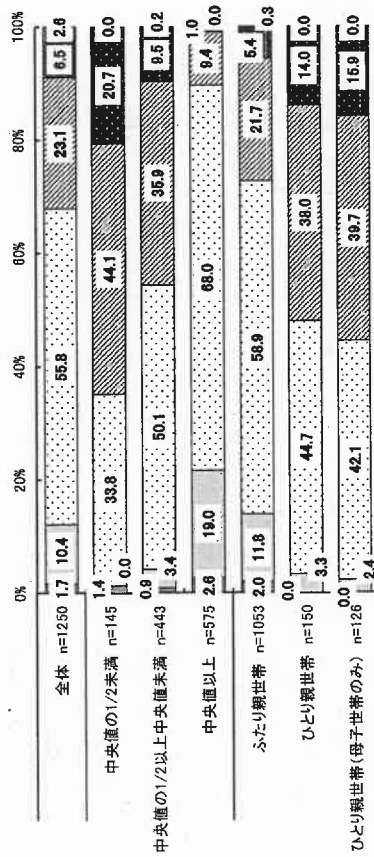
- ・(全体) 2人+3人=14.9%
- ・(中央値の1/2未満) 2人+3人=29.7%



●現在の暮らしの状況について

「苦しい」又は「大変苦しい」と回答した割合は、もっとも収入の水準が低い世帯やひとり親世帯では、回答者の半数以上となっています。

- ・(全体) 苦しい+大変苦しい=29.6%
- ・(中央値の1/2未満) 苦しい+大変苦しい=64.8%
- ・(ひとり親) 苦しい+大変苦しい=52.0%



■大変ゆとりがある □ゆとりがある □ふつう □苦しい ■大変苦しい ■無回答

●食料・衣類が買えなかった経験や公共料金の未払いについて

収入の水準が低い世帯やひとり親世帯では、「食料が買えなかった経験」や「衣服が買えなかった経験」、「公共料金の未払い」が発生する割合が高くなっています。

- 食料
- ・(全体) よくあった+ときどきあった=7.6%
 - ・(中央値の1/2未満) よくあった+ときどきあった=27.6%
 - ・(ひとり親) よくあった+ときどきあった=15.3%
- 衣類
- ・(全体) よくあった+ときどきあった=9.0%
 - ・(中央値の1/2未満) よくあった+ときどきあった=28.3%
 - ・(ひとり親) よくあった+ときどきあった=17.3%
- 公共料金
- ・(全体) 未払い=電気3.1%、水道3.5%、ガス2.3%
 - ・(中央値の1/2未満) 未払い=電気13.8%、水道16.6%、ガス11.7%
 - ・(ひとり親) 未払い=電気8.7%、水道11.3%、ガス8.0%

●将来の進学先について

収入の水準が低い世帯やひとり親世帯では、「高校まで」と考えている方は全体よりも高くなる傾向がみられ、「大学まで」と考えている方は全体よりも低くなる傾向がみられます。

- ①高校まで
- (全体) 小学生22.1% 中学生26.0% 親15.4%
 - (中央値の1/2未満) 小学生26.5% 中学生40.7% 親33.8%
 - (ひとり親) 小学生29.6% 中学生24.6% 親27.3%
- ②大学まで
- (全体) 小学生21.8% 中学生30.5% 親42.3%
 - (中央値の1/2未満) 小学生13.2% 中学生13.0% 親22.1%
 - (ひとり親) 小学生15.5% 中学生35.1% 親30.0%

●生活の満足度について

(小学生の回答)

『満足度が高い』(「7」～「10」の合計)の割合は、全体で75.4%となっています。また、等価世帯収入や世帯別にみても、6割以上の方が『満足度が高い』となっています。

	全体 n=942	中央値の 1/2未満 n=68	中央値の 1/2以上中 央値未満 n=218	中央値以上 n=288	ふたり親世帯 n=629	ひとり親世帯 n=71	ひとり親世帯 (母子世帯のみ) n=59
0	1.6	2.9	2.3	0.7	1.3	2.8	3.4
1	0.5	1.5	0.0	0.0	0.0	1.4	1.7
2	2.0	2.9	3.2	1.4	2.1	2.8	3.4
3	2.7	1.5	2.3	2.8	2.8	1.4	1.7
4	2.7	1.5	2.3	2.4	2.1	4.2	5.1
5	9.0	13.2	9.6	5.6	7.4	16.9	11.9
6	6.2	4.4	5.1	8.7	7.0	5.6	6.8
7	11.3	13.2	11.5	10.8	11.5	5.6	6.8
8	17.9	22.1	17.9	14.9	16.5	18.3	18.6
9	15.1	16.2	13.3	15.6	15.1	15.5	13.6
10	31.1	20.6	32.6	37.2	34.2	25.4	27.1
無回答	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(中学生の回答)

『満足度が高い』(「7」～「10」の合計)の割合は、全体で61.3%となっています。また、等価世帯収入や世帯別にみても、5割以上の方が『満足度が高い』となっています。

	全体 n=800	中央値の 1/2未満 n=54	中央値の 1/2以上中 央値未満 n=166	中央値以上 n=218	ふたり親世帯 n=394	ひとり親世帯 n=57	ひとり親世帯 (母子世帯の み) n=49
0	1.8	1.9	1.8	1.4	1.5	1.8	0.0
1	0.8	0.0	1.8	0.9	1.3	0.0	0.0
2	1.9	3.7	0.6	1.8	1.5	1.8	2.0
3	3.6	5.6	3.6	2.8	2.8	5.3	6.1
4	7.1	5.6	4.2	6.4	5.1	7.0	8.2
5	15.9	16.7	13.3	14.2	12.9	22.8	20.4
6	7.1	9.3	7.8	6.9	8.1	1.8	2.0
7	14.6	7.4	18.1	13.3	16.2	8.8	10.2
8	18.8	20.4	19.9	18.8	19.3	17.5	18.4
9	13.1	18.5	12.1	16.1	13.7	22.8	20.4
10	14.8	11.1	16.9	17.4	17.5	10.5	12.2
無回答	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(親の回答)

『満足度が高い』(「7」～「10」の合計)の割合は、全体で51.1%となっています。一方で、『満足度が低い』(「0」～「3」の合計)の割合は、全体が13.8%に対し、「中央値1/2未満」では34.4%、「ひとり親世帯」では25.4%と満足度が低い傾向がみられます。

	全体 n=1250	中央値の 1/2未満 n=145	中央値の 1/2以上中 央値未満 n=443	中央値以上 n=575	ふたり親世帯 n=1053	ひとり親世帯 n=150	ひとり親世帯 (母子世帯の み) n=126
0	1.7	5.5	1.8	0.2	1.2	3.3	4.0
1	1.3	5.5	1.4	0.4	0.9	4.7	4.8
2	3.7	10.3	4.5	1.0	3.3	6.7	7.9
3	7.1	13.1	9.3	4.4	6.9	10.7	11.1
4	6.3	10.3	7.5	4.2	6.0	9.3	10.3
5	17.3	22.1	21.9	13.7	18.0	15.3	15.9
6	8.6	10.3	9.7	8.0	8.3	12.0	11.9
7	15.4	9.0	13.8	18.6	15.5	18.0	17.5
8	21.1	6.9	17.8	29.6	23.6	10.7	9.5
9	7.5	2.8	6.8	10.3	8.2	4.7	2.4
10	7.1	4.1	5.4	9.4	7.8	4.0	4.8
無回答	2.8	0.0	0.2	0.4	0.4	0.7	0.0

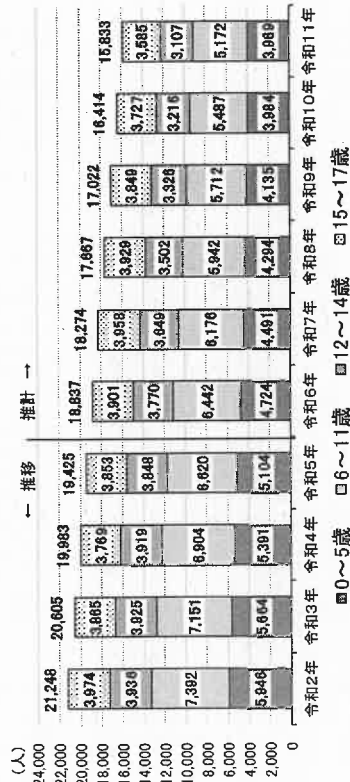
■年少人口の推移と推計

資料 3 - 1

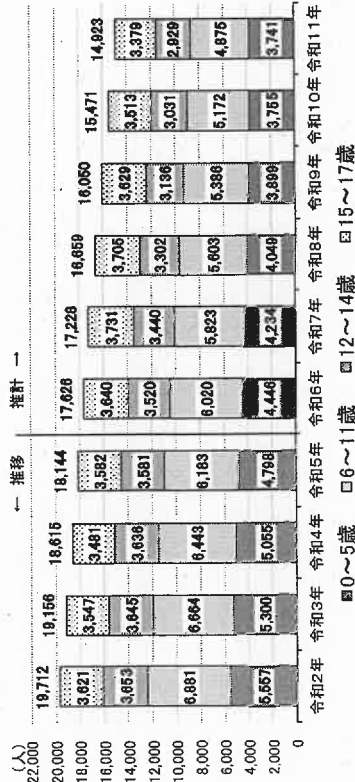
市の年少人口は減少傾向が続いています。
令和5年の0～17歳の人口は、19,425人となり、令和2年と比べ1,823人減少、減少率8.6%となっています。コーホート変換率※による推計値をみると、令和11年には15,833人となり、令和5年に比べて3,592人減少し、減少率18.5%となっています。

※コーホート変換率とは、過去における実績人口動態から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

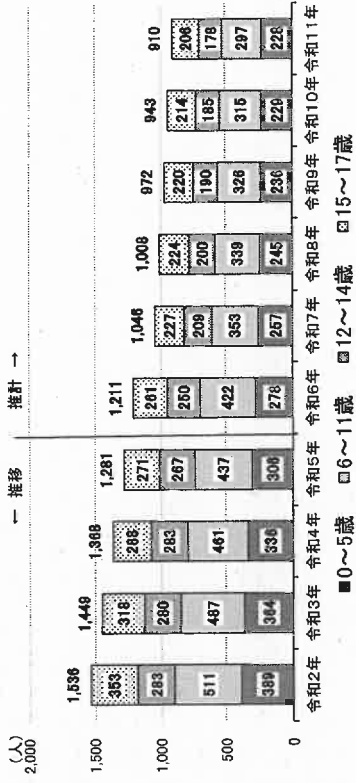
<全体>



<陸地部>



<島しょ部>



1 今治市こども計画策定の趣旨、法的根拠

今治市では令和4年3月に今治版ネウボラ「未来子育て支援機構（仮称）」創設計画を策定し、関係機関の連携強化、窓口の一本化、地域の広さに合わせた対応など、妊娠期から18歳までのこどもを持つ全ての世帯に寄り添う「今治版ネウボラ」を強かに推進し、子育て支援、少子化対策に全力で取り組んでいます。

令和5年12月に国の少子化社会対策大綱、子ども・若者育成支援推進大綱、子どもの貧困対策に関する大綱が、「こども大綱」として一元化されたことを受け、今治市は子どもについての施策の実施計画である「第三期子ども子育て支援事業計画」を内包する「今治市こども計画」を策定し、子ども・若者政策に総合的かつ一体的に取り組んでいくこととします。

今治市こども計画は、こども基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画として、こども大綱及び都道府県子ども計画を勘案して作成する。

こども基本法

（都道府県こども計画等）

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものとして作成することができる。

■ (国) こども・子育てに関する市町村計画策定にかかわる法制度の変遷

平成 15 (2003) 年	○次世代育成支援対策推進法 制定 → 今治市次世代育成支援行動計画策定 ○少子化社会対策基本法 制定
平成 21 (2009) 年	○子ども・若者育成支援推進法 制定
平成 24 (2012) 年	【子ども子育て関連3法】 ○子ども・子育て支援法 制定 → 今治市子ども子育て支援事業計画策定 ○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律 改正 ○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 制定
平成 25 (2013) 年	○子どもの貧困対策の推進に関する法律 制定
令和元 (2019) 年	●子供の貧困対策に関する大綱 制定
令和 2 (2020) 年	●少子化社会対策大綱 制定 ●子供・若者育成支援推進大綱 制定
令和 4 (2022) 年	○こども基本法 制定 → 今治市こども計画策定へ
令和 5 (2023) 年	●こども大綱 制定 (子供の貧困対策に関する大綱・少子化社会対策大綱・子供・若者育成支援推進大綱を取りまとめたもの)
令和 6 (2024) 年	○次世代育成支援対策推進法 改正 → 令和 17 (2035) 年 3 月まで時限立法の期限延長 → 今治市次世代育成支援行動計画策定 (継続) ○子ども・子育て支援法 改正 → 今治市子ども子育て支援事業計画策定 (継続) ○子ども・若者育成支援推進法 改正 → 今治市子ども・若者計画策定へ ○こどもの貧困の解消に向けた対策推進法 (子どもの貧困対策の推進に関する法律の名称変更) 改正 → 今治市子どもの貧困対策計画策定へ

※法の改正及び大綱については、現時点での直近の改正 (制定) のみ掲載しています。

■ (国)

こども大綱	こども未来戦略
●「こども施策」を総合的に推進するため、基本的な方針・重要事項を規定 ●従来の3つの大綱を一元化	●こども大綱の考え方に基づき、令和6年度からの3年間で集中的に取り組む「加速化プラン」 ●児童手当の拡充、多子世帯の高等教育費の負担軽減、「こども誰でも通園制度 (仮称)」の創設 など
少子化社会対策大綱	こどもの居場所づくりに関する指針
○総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針 (目標、考え方、推進体制など)	こどもまんなか実行計画 2024
子供・若者育成支援推進大綱	
○子供・若者を取り巻く状況や育成支援の基本的な方針・施策、施策の推進体制など	
子供の貧困対策に関する大綱	
○子供の貧困対策に関する基本的な方針や指標、指標の改善に向けた重点施策や推進体制など	

勘案

■ (県)

愛媛県こども計画 (仮称) 計画期間: 令和7年度~令和11年度
○都道府県行動計画 (次世代育成支援行動計画) ○子ども・子育て支援事業支援計画 ○母子家庭及び寡婦自立促進計画 ○子どもの貧困対策計画 ○少子化対策推進基本計画 ○子ども・若者育成支援計画

2 (国) こども大綱の整理

■ こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができ、社会を目指す。

■ こども大綱における基本的な方針

① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。

② こどももや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。

③ こどももや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。

④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。

⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む陰路（あいろう）の打破に取り組む。

⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

■ こども大綱における施策に関する重要事項

○ ライフステージを通じた重要事項

- ① こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- ② 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- ③ こどももや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- ④ こどもの貧困対策
- ⑤ 障害児支援・医療的ケア児等への支援
- ⑥ 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- ⑦ こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

○ ライフステージ別の重要事項

- ① こどもの誕生から幼児期まで
 - ・ 妊娠前から妊産婦、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
 - ・ こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- ② 学童期・思春期
 - ・ こどもが安心して過ごすことのできる質の高い公教育の再生等・居場所づくり
 - ・ 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
 - ・ 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
 - ・ いじめ防止
 - ・ 不登校のこどもへの支援
 - ・ 校則の見直し
 - ・ 体罰や不適切な指導の防止
 - ・ 高校中退の予防、高校中退後の支援
- ③ 青年期
 - ・ 高等教育の修学支援、高等教育の充実
 - ・ 就労支援、雇用と経済的基盤の安定
 - ・ 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
 - ・ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

○ 子育て当事者への支援に関する重要事項

- ① 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- ② 地域子育て支援、家庭教育支援
- ③ 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的参画促進・拡大
- ④ ひひとり親家庭への支援

5 今治市こども計画の施策体系（案）

【基本理念】

つどい、つながり、支えあい 地域で育む今治のこども
～子育てにやさしいまち今治で自分らしく輝く未来を創る～

「地域で生き生きする皆がつどい、つながって支えあいながら地域全体で子どもを育てる」今治市で自分らしく輝くこどもがたくさん育ち、未来を創っていくことを表している。

- こども大綱の掲げる「こどもまんなか社会」を実現し、すべてのこどものこどもが身体的、精神的、社会的にウェルビーイングでであることを目指します。
- こどもまんなか社会→子育てにやさしいまち今治
- ウェルビーイング（幸せな状態）→自分らしく輝く
- 安心してこどもを産み、育てられる基盤をつくり、家庭環境や経済状況の違いがあっても全てのこどもが希望をもって自分らしく安心して生きていけるよう地域全体で取り組みます。

○基本目標 1（こども大綱基本方針①、②）
こども・若者の、多様な人格・個性を尊重し、権利を守る

○施策の方向性

- ・こども・若者の権利の擁護・周知
- ・こども・若者の意見表明の機会や社会参画の促進
- ・虐待やいじめ、ヤングケアラーなどの人権侵害の防止

○基本目標 2（こども大綱基本方針③）
こどもや若者、子育て世帯のライフステージに応じた切れ目ない支援

○施策の方向性

- ・妊娠前から子育て期まで切れ目ない子育て支援
- ・相談体制の充実と情報発信の強化

○基本目標 3（こども大綱基本方針④）
こどもの良好な成長環境の確保と、貧困と格差の解消

○施策の方向性

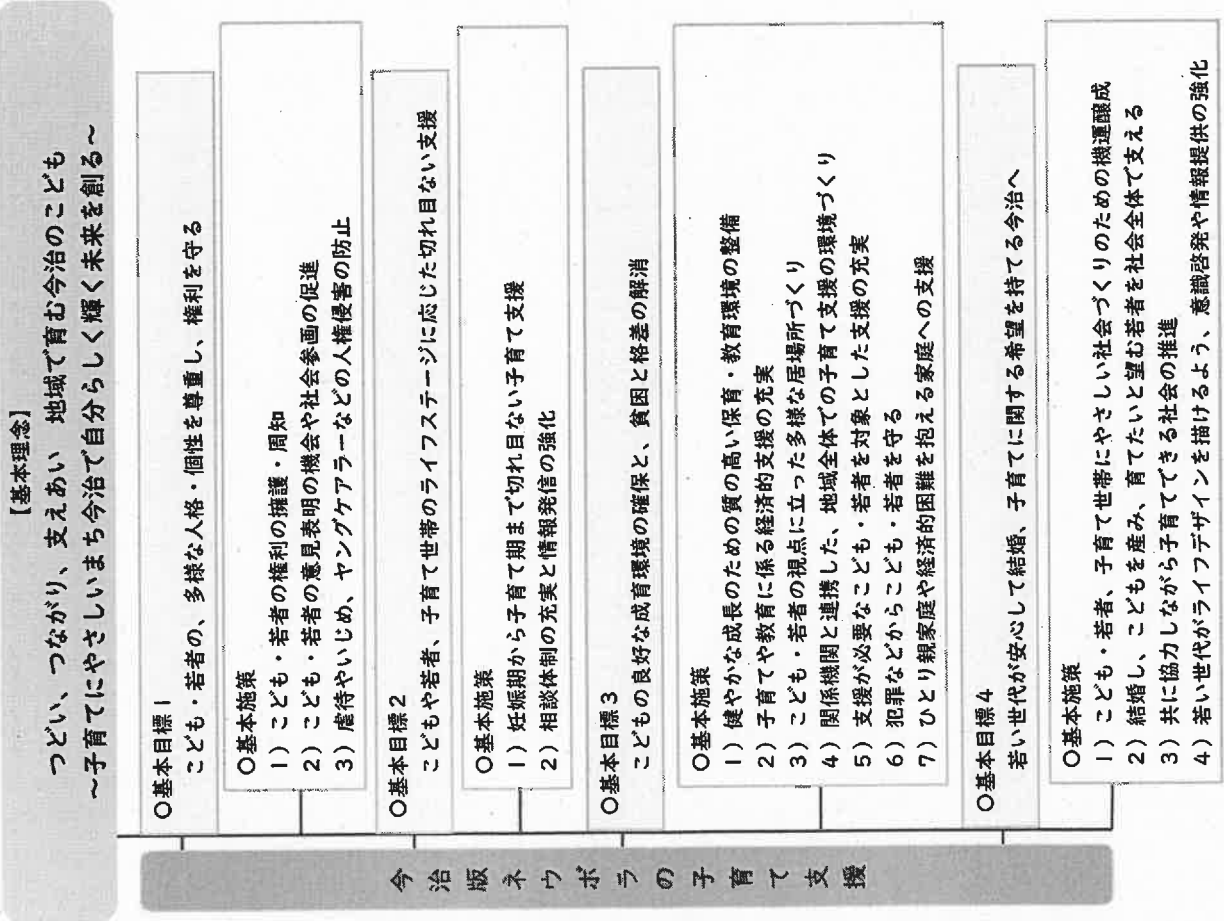
- ・健全な成長のための質の高い保育・教育環境の整備
- ・子育てや教育に係る経済的支援の充実
- ・こども・若者の視点に立った多様な居場所づくり
- ・関係機関と連携した、地域全体での子育て支援の環境づくり
- ・支援が必要なこども・若者を対象とした支援の充実
- ・犯罪などからこども・若者を守る
- ・ひとり親家庭や経済的困難を抱える家庭への支援

○基本目標 4（こども大綱基本方針⑤）
若い世代が安心して結婚、子育てに関する希望を持てる今治へ

○施策の方向性

- ・こども・若者、子育て世帯にやさしい社会づくりのための機運醸成
- ・結婚し、こどもを産み、育てたいと望む若者を社会全体で支える
- ・共に協力しながら子育てできる社会の推進
- ・若い世代がライフデザインを描けるよう、意識啓発や情報提供の強化

6 今治市子ども計画の施策体系図（案）



7 今治市子ども計画の構成（案）

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の背景と趣旨
- 2 国の動向
- 3 計画の法的根拠と位置づけ
- 4 計画の期間
- 5 計画策定の経緯
- 6 策定体制

第2章 今治市子ども・子育てを取り巻く現状

- 1 今治市の概況
- 2 統計による今治市の状況
- 3 アンケート調査結果の概要
- 4 子ども計画に向けた課題

第3章 計画の基本理念と施策の展開

- 1 計画の基本理念
- 2 計画の基本方針
- 3 計画全体の指標
- 4 施策体系

第4章 施策展開（案）

- 1 基本目標1 子ども・若者の、多様な人格・個性を尊重し、権利を守る
- 2 基本目標2 子どもや若者、子育て世帯のライフステージに応じた切れ目ない支援
- 3 基本目標3 子どもの良好な成長環境の確保と、貧困と格差の解消
- 4 基本目標4 若い世代が安心して結婚、子育てに関する希望を持てる今治へ

第5章 各個別計画（案）

各個別計画の概要、成果指標等

第6章 推進体制

- 1 計画の推進に向けて
- 2 情報提供・周知
- 3 広域調整や県との連携

※赤字箇所は、第2期今治市子ども・子育て支援事業計画から今治市子ども計画へ移行する際に、新規に記載する項目です。

8 策定の経緯

アンケート調査の実施概要

- 1 子ども・子育て支援事業におけるニーズ調査（子ども子育て支援事業計画）

■ 調査概要

調査期間と対象者	未就学児童保護者	令和5年12月1日～12月8日
抽出方法	小学生児童保護者	令和6年6月21日～7月16日
配布数	調査対象者の中から無作為抽出	
配布数	未就学児童：2,000	小学生児童：1,000

- 2 子どもたちの生活状況に関する実態調査（子どもの貧困対策計画）

■ 調査概要

調査期間と対象者	小学5年児童、保護者	令和6年6月7日～6月21日
抽出方法	中学2年生徒、保護者	令和6年6月7日～6月21日
配布数	今治市立小中学校を通じて対象学年を調査	
配布数	小学生児童：1,102	中学生生徒：1,061

- 3 子ども・若者の意識と生活に関する調査（子ども・若者計画）

■ 調査概要

調査期間と対象者	18～29歳の市民	令和6年6月28日～7月31日
抽出方法	調査対象者の中から無作為抽出	
配布数	1,180	

- 4 その他

意見BOX	365日ネウボラBOX（HP上）、こどものいけんBOX（児童館）
子育て当事者	こどもが真ん中懇談会（子育て当事者と市長との座談会）
子ども・若者	中学生議会、こども未来会議（こども・若者の意見を聴く会議）

9 策定スケジュール

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 委託事業者選定	○										
② アンケート調査（就学児以上）			←	→							
③ 若い世代への意見聴取				←	→						
④ 子ども子育て会議開催				○		○	○	○			
⑤ 骨子案作成						○					
⑥ 案作成									○		
⑦ パブリックコメント										→	
⑧ 市議会（後援協議会）								○			※
⑨ 市長への答申											○

◆提供区域事業の詳細

■教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域一覧

事業区分		提供区域	考え方
教育・保育	※1号認定	2区域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、2区域とします。
	※2号認定		
	※3号認定		
地域子ども・子育て支援事業	時間外保育	市内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
	放課後児童健全育成事業、放課後子供教室		
	地域子育て支援拠点		
	子育て短期支援事業		
	養育訪問支援事業		
	一時預かり事業	2区域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、2区域とします。
	子育て世帯訪問支援事業		
	児童育成支援拠点事業	市内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
	親子関係形成支援事業		
	病児保育事業		

※ 子ども・子育て支援法第30条の4第1号及び第2号、並びに第3号認定を含みます。(以下、それぞれ「新1号認定」、「新2号認定」、「新3号認定」といいます。)

教育・保育の量の見込み及び提供体制

◆事業内容

幼稚園や保育所等の教育・保育については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の区分にそれぞれ認定し、実施することになります。

■対象事業一覧

対象事業	
施設型給付	認定子ども園、幼稚園、保育所
地域型保育給付	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
子育てのための施設等利用給付	新制度に移行していない幼稚園、預かり保育等

◆家庭類型の種類の

目標事業量算出のために実施したニーズ調査結果を活用し、対象となる子どもの父母の有無や就労状況から8種類の「家庭類型」を設定し、それぞれのニーズ量を算出し、目標事業量を設定します。

■家庭類型の種類の

父母の有無と就労状況	
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム (就労時間：月120時間以上+48時間～120時間の一部)
タイプC'	フルタイム×パートタイム (就労時間：月48時間未満+48時間～120時間の一部)
タイプD	専業主婦(夫)
タイプE	パートタイム×パートタイム (就労時間：双方が月120時間以上+48時間～120時間の一部)
タイプE'	パートタイム×パートタイム (就労時間：いずれかが月48時間未満+48時間～120時間の一部)
タイプF	無業×無業

<確保策>

ア 陸地部

令和7年度時点の市内の教育・保育施設を最大限に活用し、十分な確保量となっており、3歳以上の定員を待機児童が発生しやすい3歳未満児の定員に移行することによって、計画期間内での待機児童が発生しない受け入れ体制を構築します。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和7年度						令和8年度					
	1号認定		2号認定		3号認定		1号認定		2号認定		3号認定	
	3-5歳児 育のみ	幼児期 の教育 ニーズ が強い が、い	3-5歳児 育の必要 性が強い が、い	3-5歳児 育の必要 性が強い が、い	3-5歳児 育の必要 性が強い が、い	3-5歳児 育の必要 性が強い が、い	3-5歳児 育のみ	幼児期 の教育 ニーズ が強い が、い	3-5歳児 育の必要 性が強い が、い	3-5歳児 育の必要 性が強い が、い	3-5歳児 育のみ	3-5歳児 育の必要 性が強い が、い
①量の見込み (必要定員総数)	567	257	1,368	254	398	407	524	236	1,268	253	396	404
認定こども園、 幼稚園、保育所 の 幼児園		1,365	1,763	215	376	426		1,335	1,733	218	381	426
市内 の 幼稚園 保育所 事業		350						350				
②小計		1,715	1,763	237	404	457		1,685	1,733	240	409	457
②-①		891	395	-17	6	50		895	465	-10	13	53

(単位：人)	令和9年度						令和10年度					
	1号認定		2号認定		3号認定		1号認定		2号認定		3号認定	
	3-5歳児 育のみ	幼児期 の教育 ニーズ が強い が、い	3-5歳児 育の必要 性が強い が、い	3-5歳児 育の必要 性が強い が、い	3-5歳児 育の必要 性が強い が、い	3-5歳児 育の必要 性が強い が、い	3-5歳児 育のみ	幼児期 の教育 ニーズ が強い が、い	3-5歳児 育の必要 性が強い が、い	3-5歳児 育の必要 性が強い が、い	3-5歳児 育のみ	3-5歳児 育の必要 性が強い が、い
①量の見込み (必要定員総数)	489	220	1,184	253	393	401	489	220	1,184	253	393	400
認定こども園、 幼稚園、保育所 の 幼児園		1,335	1,703	221	381	426		1,305	1,703	224	381	426
市内 の 幼稚園 保育所 事業		350						350				
②小計		1,635	1,703	243	409	457		1,655	1,703	246	409	457
②-①		946	519	-7	16	56		916	519	-4	16	57

(単位：人)	令和11年度					
	1号認定		2号認定		3号認定	
	3-5歳児 育のみ	幼児期 の教育 ニーズ が強い が、い	3-5歳児 育の必要 性が強い が、い	3-5歳児 育の必要 性が強い が、い	3-5歳児 育のみ	3-5歳児 育の必要 性が強い が、い
①量の見込み (必要定員総数)	453	204	1,093	252	393	400
認定こども園、 幼稚園、保育所 の 幼児園		1,275	1,703	224	386	426
市内 の 幼稚園 保育所 事業		350				
②小計		1,625	1,703	246	414	457
②-①		938	610	1	21	57

イ 島しょ部

現状において各年度とも量の見込みを上回る確保の内容が見込まれています。今後は内容の向上に努め、効率的な施設の運営を図ります。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和7年度						令和8年度					
	1号認定		2号認定		3号認定		1号認定		2号認定		3号認定	
	3-5歳児 育のみ	幼児期 の教育 ニーズ が強い が、い	3-5歳児 育の必要 性が強い が、い	3-5歳児 育の必要 性が強い が、い	3-5歳児 育のみ	3-5歳児 育の必要 性が強い が、い	3-5歳児 育のみ	幼児期 の教育 ニーズ が強い が、い	3-5歳児 育の必要 性が強い が、い	3-5歳児 育のみ	3-5歳児 育の必要 性が強い が、い	3-5歳児 育のみ
①量の見込み (必要定員総数)	49	20	132	15	25	25	46	19	125	15	24	24
認定こども園、 幼稚園、保育所 の 幼児園		88	170	33	70	70		88	169	33	70	70
市内 の 幼稚園 保育所 事業												
②小計		88	169	33	70	70		88	169	33	70	70
②-①		19	37	18	45	45		23	44	18	46	46

(単位：人)	令和9年度						令和10年度					
	1号認定		2号認定		3号認定		1号認定		2号認定		3号認定	
	3-5歳児 育のみ	幼児期 の教育 ニーズ が強い が、い	3-5歳児 育の必要 性が強い が、い	3-5歳児 育の必要 性が強い が、い	3-5歳児 育のみ	3-5歳児 育の必要 性が強い が、い	3-5歳児 育のみ	幼児期 の教育 ニーズ が強い が、い	3-5歳児 育の必要 性が強い が、い	3-5歳児 育のみ	3-5歳児 育の必要 性が強い が、い	3-5歳児 育のみ
①量の見込み (必要定員総数)	44	19	121	15	24	24	43	19	121	15	24	24
認定こども園、 幼稚園、保育所 の 幼児園		88	169	33	70	70		88	169	33	70	70
市内 の 幼稚園 保育所 事業												
②小計		88	169	33	70	70		88	169	33	70	70
②-①		25	48	18	46	46		26	48	18	46	46

(単位：人)	令和11年度					
	1号認定		2号認定		3号認定	
	3-5歳児 育のみ	幼児期 の教育 ニーズ が強い が、い	3-5歳児 育の必要 性が強い が、い	3-5歳児 育の必要 性が強い が、い	3-5歳児 育のみ	3-5歳児 育の必要 性が強い が、い
①量の見込み (必要定員総数)	44	19	121	15	24	24
認定こども園、 幼稚園、保育所 の 幼児園		88	169	33	70	70
市内 の 幼稚園 保育所 事業						
②小計		88	169	33	70	70
②-①		25	48	18	46	46

<島しょ部確保策>

現在島しょ部には、公立の認定こども園が5園ありますが、就学前児童数の推移や無償化の影響による新たなニーズの掘り起こし等の動向を見極めながら、必要な利用定員の確保を図ります。

一方、施設の老朽化や深刻な保育士不足を解消し、安心・安全な教育・保育の提供体制を維持するため、陸地部同様、施設の統廃合や民間事業者への定員移管や民営化等、様々な手法を視野にいたれた検討を行います。

<陸地部確保策>

老朽化している公立保育所については、就学前児童数の推移や保護者の利便性、多様化する保育ニーズの動向を見極めながら、公立保育所の定員を民間事業者に移管することや近隣施設との統合も視野に再編成を進めます。また、必要に応じ、既存私立保育所等の老朽化・耐震化のための整備を支援することで、市内の保育体制の維持・拡充を目指す。

1 公立保育所の定員移管については、「今治市立保育所・認定こども園 再編成への取組方針」を基本として進めます。

2 既存私立保育所等の整備については、概ね以下の方針に基づき、予算の範囲内で補助を行います。

ただし、個別具体的な整備の実施にあたっては、その時点での個別の事情や意向に基づき、各民間事業者が自ら意思決定するものです。このため、以下は市の基本的な対応方針を示すものとなります。

(1) 公立保育所の定員移管（上記1）を目的とした整備事業について
市の公募等に応じ、公立保育所の定員移管を目的とした整備事業については、最も優先度の高い補助対象事業とします。幼保連携型認定こども園の整備を基本としますが、既存保育所が保育所として増築整備を行う場合等も対象となる場合があります。

(2) 既存私立保育施設の建て替え、耐震整備等について
現に市内で認可保育施設を運営する事業者が、老朽化や、現行の耐震基準を満たさない等の理由により認可保育施設として建て替え、または耐震整備等を行う事業については、当該整備が行われなければ、当該地域において必要な保育の提供体制の維持・確保に支障がある等、その必要性が高いと認められる場合において、上記（1）に次ぐ優先的な補助対象事業とします。

(3) 幼保連携型認定こども園以外の類型の認定こども園整備について
不足が見込まれる定員の拡充が図られる等、極めて必要性が高いと認められる整備については、上記（2）に次ぐ補助対象事業とする場合があります。

(4) 既存私立認定こども園の建て替え、耐震整備等について
建設年度が比較的新しい施設が多く、当面は優先的に補助を行う対象とは想定し難いですが、老朽化が著しい部分、現行の耐震基準を満たさない部分がある場合や、将来的に老朽化等による整備の必要性が生じた場合等、参酌すべき特段の事情がある場合は、（2）に準じて必要性を判断します。

地域子ども・子育て支援事業

【時間外保育事業（延長保育事業）】

◆事業内容

保育認定を受けた子どもについて、保護者の就労等の都合で時間内での送迎が困難な場合、通常の利用日以外の日、並びに利用時間以外の時間において、認定子ども園、保育所等で保育を実施する事業です。

<確保策>

ア 陸地部

現状において、各年度とも量の見込みを上回る確保の内容が見込まれています。
今後は内容の向上に努め、効率的な施設の運営を図ります。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	792	758	729	703	700
②確保の内容	2,400	2,300	2,300	2,200	2,100
②-①	1,608	1,542	1,571	1,497	1,400

イ 島しょ部

現状において、各年度とも量の見込みを上回る確保の内容が見込まれています。
今後は内容の向上に努め、効率的な施設の運営を図ります。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	51	49	47	46	46
②確保の内容	342	329	315	308	308
②-①	291	280	268	262	262

【放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び放課後子供教室】

◆事業内容

放課後児童健全育成事業は、昼間、就労等により保護者がいない家庭の児童に対して、放課後や学校休業日に学びや遊びを通して、児童の健全な育成を図る支援活動を行います。

また、放課後子供教室は、すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、さまざまな体験活動や交流活動等の取り組みを図るものです。

<確保策>

国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後の全ての児童の安全・安心な『居場所』を確保するため、放課後児童クラブの現行施設の拡充や、放課後子供教室との一体型について検討していきます。

子どもの主体性を尊重し、健全な育成を図る観点から、学校施設の活用を検討し、放課後児童クラブでは、開設時間の延長等、利用者ニーズを踏まえた支援体制を整え、低学年児童を優先した上で、順次高学年児童の受け入れを行います。

放課後子供教室では、各地域のニーズを把握した上で、場所の確保を図り、併せて、各地域に潜在する幅広い人材の確保に努め、必要とされる教室の整備に向けた体制づくりを築いていきます。

ア 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み					
1年生					
2年生					
3年生					
4年生					
5年生					
6年生					
②確保の内容	1,599	1,599	1,599	1,599	1,599
②-①					

イ 放課後子供教室

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：か所)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3	3	3	3	3
②確保の内容	3	3	3	3	3
②-①	0	0	0	0	0

【地域子育て支援拠点事業】

◆事業内容

「ばりっこ広場」等の地域子育て支援拠点事業所は、0歳からおおむね3歳までの乳幼児とその親が対象の地域に根ざした子どもの遊び場です。子育て機能の低下や子育て中の孤独感に対応するため、育児に対する不安や悩みの相談や多くの子育て講座等を通して、親子の交流やふれあいの場を提供することで、子どもの健やかな育成を支援しています。

<確保策>

地域における子育て支援を実施する認定こども園の設立との整合を図り、提供体制を整備します。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人回)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	5,096	5,088	5,052	5,048	5,038
②確保の内容	5,100	5,100	5,100	5,100	5,100
②-①	11	11	11	11	11
②-①	0	0	0	0	0

【子育て短期支援事業】

◆事業内容

保護者が疾病・疲労等の身体的・精神的・環境的な理由で、養育が一時的に困難になった場合に、福祉施設で一定期間（原則7日以内）養育・保護することにより、児童及び家庭の福祉の向上を図ります。

<確保策>

子育て短期支援事業については、現在、市内2施設で実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保されています。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	48	48	48	48	48
②確保の内容	48	48	48	48	48
②-①	0	0	0	0	0

【養育支援訪問事業】

◆事業内容

養育支援が特に必要であると判断される家庭（保護者の養育支援が特に必要と認められる児童もしくは保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者、または出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行います。

<確保策>

こども家庭センターの担当職員を中心に、関係機関と連携して、支援が必要な家庭へ適切な支援を提供してまいります。人員体制の整備に努めます。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人、件数)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	689件	689件	689件	689件	689件
②確保の内容	689件	689件	689件	689件	689件
②-①	0	0	0	0	0

【一時預かり事業】

◆事業内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、幼稚園、認定こども園、保育所等で一時的に預かり、必要な保育を行います。

<確保策>

ア 陸地部

(ア) 幼稚園型

幼稚園や認定こども園における在園児を対象とした一時預かり事業は、15園で実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保されています。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	834	771	720	670	666
1号による利用					
2号による利用	66,402	61,442	57,361	53,337	53,054
②確保の内容	244,900	226,600	211,500	196,700	196,700
②-①	177,864	164,387	153,419	142,693	141,980

(イ) 幼稚園型を除く

幼稚園や認定こども園、保育所において、幼稚園型を除く一時預かり事業は14園で実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保されています。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	22,130	21,189	20,427	19,696	19,624
②確保の内容	30,600	29,300	28,300	27,300	27,200
②-①	8,470	8,111	7,773	7,504	7,476

イ 島しょ部

(ア) 幼稚園型

幼稚園や認定こども園における在園児を対象とした一時預かり事業は、島しょ部にある公立認定こども園5園において実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保されています。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	127	120	115	112	115
②確保の内容	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400
②-①	4,273	4,280	4,285	4,288	4,285

(イ) 幼稚園型を除く

幼稚園型を除く一時預かり事業は、島しょ部にある公立認定こども園3園で実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保されています。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	602	576	556	540	538
②確保の内容	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400
②-①	4,798	4,824	4,844	4,860	4,862

【子育て世帯訪問支援事業】

◆事業内容

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

<確保策>

現在、ヤングケアラー支援ヘルパー派遣事業、子育て応援ヘルパー派遣事業を行っています。今後の量の見込みに対して、十分な提供体制を確保していきます。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	486	486	486	486	486
②確保の内容	486	486	486	486	486
②-①	0	0	0	0	0

【児童育成支援拠点事業】

◆事業内容

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とします。

<確保策>

当該事業の児童の量の見込み数が確保の内容数を上回り、居場所となる場所が不足している状況ではありますが、市内の子ども食堂や学習支援、フリースクール等との連携による体制づくりに努めていきます。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	72	70	68	65	62
②確保の内容	40	40	40	40	40
②-①	△32	△30	△28	△25	△22

【親子関係形成支援事業】

◆事業内容

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

<確保策>

提供体制の確保に努めます。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	18	18	17	16	16
② 確保の内容	0	18	18	18	18
②-①	-18	0	0	0	0

【病児保育事業】

◆事業内容

子どもが病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ当面の症状の急変が認められない場合や、病気の「回復期」であり、かつ集団保育が困難な期間等において、当該児童を病院・診療所・保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業です。(病児対応型・病後児対応型)

<確保策>

病児保育事業は、「キッズケア・青い鳥」(病児対応型)、「病後児保育 もこもこ」(病後児対応型)において実施されています。今後、量の見込みに対する提供体制を確保していきます。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	2,998	2,867	2,761	2,660	2,650
② 確保の内容	3,120	3,120	3,120	3,120	3,120
②-①	122	253	359	460	470

また、保育中に微熱を出す等、「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所等における緊急的な対応を図り、保育所等に通所する児童に対して保健的な対応等を図る体調不良児対応型についても、必要に応じ、段階的に拡充していきます。

【ファミリー・サポート・センター事業】
◆事業内容

子育ての手助けが必要なすべての方のために、地域での育児の援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（提供会員）が会員登録をし、互いに助け合う有償の会員組織であり、そのための連絡・調整を行います。

<確保策>

ファミリー・サポート・センター事業については、現在、市内1か所で実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は確保されていますが、今後の利用拡大を見越し、提供会員の増加に努めます。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	年間延べ	2,800	2,900	3,000	3,100	3,200
	か所数	2,800	2,900	3,000	3,100	3,200
② 確保の内容		1	1	1	1	1
②-①		0	0	0	0	0

【利用者支援事業】

基本型
◆事業内容

「ばりっこ広場」「ハルモニアのおへや」で、専門の子育て支援コーディネーターが日々の多様な子育てに関する悩みや相談を伺い、子育てサービスの情報提供や必要に応じた助言を行い、適切な関係機関へ連絡調整を円滑に行います。

<確保策>

子育て支援事業の円滑な利用を促進するため、地域子育て支援拠点事業等に、市の子育て支援サービスを熟知した子育て支援コーディネーターを配置します。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：か所)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	基本型	2	2	2	2	2
	確保の内容	2	2	2	2	2
②-①		0	0	0	0	0

地域子育て相談機関型

◆事業内容

基本型の利用者支援事業を行う地域子育て支援拠点「ばりっこ広場」「ハルモニアのおへや」において、地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行います。基本型の利用者支援事業を行う地域子育て支援拠点以外の地域子育て支援拠点においては、基本型の子育て支援コーディネーターが巡回して必要な相談支援を行います。大型ショッピングモールにおいて開設している地域子育て支援拠点「子育て応援ひろばハピ」においては、保健師や保育士による相談支援を行います。また、地域の児童館においても相談支援を行うとともに、こども家庭センターと連絡調整を行い、地域の住民に対し、子育て支援に関する情報の提供を行うよう努めます。

<確保策>

(単位：か所)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	地域子育て相談機関	3	3	11	18	18
	確保の内容	3	3	11	18	18
②-①		0	0	0	0	0

【子ども家庭センター型】

◆事業内容

妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じながら、妊産婦や乳幼児の状況を把握し、関係機関との連携・調整を図り母子保健と子育て支援を包括的に行うことで、切れ目のないきめ細やかな支援を提供していきます。

<確保策>

保健師等の専門職員を配置し、市内1か所で開設しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保されています。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：か所)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	子ども家庭センター型	1	1	1	1	1
②確保の内容	子ども家庭センター型	1	1	1	1	1
②-①		0	0	0	0	0

【乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）】

◆事業内容

生後4か月頃までの乳児のいる全家庭に対して、保健師や主任児童委員が訪問し、子育ての孤立化を防ぎ、子育てに関する相談等に対応しています。また、子育て支援に関する情報提供を行い、母子の心身の状況や乳児の発育発達及び養育環境を把握し、助言や支援が必要な家庭には適切なサービスにつなげ、地域の子育て支援活動のネットワークを強化するものです。

<確保策>

乳児家庭全戸訪問事業については、今後も対象となる乳児のいるすべての家庭を保健師・主任児童委員等、89人の家庭訪問者で実施していきます。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	年間延べ	662	660	660	660	656
	訪問者	89	89	89	89	89
②-①		0	0	0	0	0

【妊婦健診事業】

◆事業内容

妊婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な妊娠・出産が出来るよう、妊娠期間中の適切な時期に、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を行います。

<確保策>

妊娠届出をした妊婦に対し、委託医療機関で受診できる妊婦健診14回分の受診票の交付を行い、妊婦健康診査に係る費用の一部助成を行うことで、健康管理の充実と経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産できる体制を整えます。

また、受診票交付時には、保健師と面談を行うことで妊娠初期からのサポート体制を整えるとともに、医療機関との連携を密にし、ハイリスク者のフォローも行います。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		662	660	660	660	656
②確保の内容		662	660	660	660	656
②-①		0	0	0	0	0

【実費徴収に係る補足給付を行う事業】

◆事業内容

実費徴収を行うことが出来ることとされている食事の提供に要する費用について、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園に子どもを通園させる世帯のうち、市民税所得割課税額が一定の金額を下回る世帯や、特定の第3子がいる世帯等に対し、当該子どもに係る食事の提供に要する費用（副食費）の一部を補助する事業です。

現在、新制度未移行園は陸地部に1園のみとなっております。今後の量の見込みに対して、十分な提供体制を確保していきます。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	60	58	56	55	54
② 確保の内容	60	58	56	55	54
②-①	0	0	0	0	0

今治市子ども・子育て会議 教育・保育部会について（報告）

部会開催状況

第1回 【R6.8.21】